

第6次上富良野町総合計画

後期基本計画

令和6年3月

第1章 きれいで安全・安心な生活環境のまち

1-1. 環境・景観、エネルギー

目的と方針

十勝岳に代表される雄大で美しい自然環境・景観を誇るまちとして、環境・景観を重視した持続可能で美しいまちづくりを進めるため、環境・エネルギー施策や景観施策等を積極的に推進します。

現状と課題

近年、地球温暖化が要因とみられる気候変動の影響により、世界各地で猛暑や大雨、干ばつなどの異常気象が多発し、我が国においても各地で集中豪雨や台風の巨大化等による自然災害が頻発化・激甚化しています。今後、地球温暖化の進行に伴い、気候変動のリスクはさらに高まることが予測され、その対策は喫緊の課題となっています。

2015年に採択されたパリ協定では、「産業革命以前からの平均気温上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑える努力をする」ことが世界全体の長期目標とされています。

本町では、十勝岳に代表される雄大で美しい自然が息づくまちとして、環境負荷の少ない持続可能な社会づくりを目指し、令和3年3月に策定した「第2期上富良野町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「第2期上富良野町地域省エネルギービジョン」に基づき、各種の環境・エネルギー施策に取り組んできたほか、快適な生活環境づくりに向け、公害対策にも取り組んできました。

令和4年6月、地域に暮らす人と一層の連携を図りながら、国や北海道の目標達成の一助となるべく、また、国際社会の一員として、自然エネルギーの活用や省エネルギーの対策など、環境に配慮した取組をこれまで以上に進め、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す、上富良野町「ゼロカーボンシティ」

宣言を行いました。

さらに、十勝岳連峰の眺望をはじめとする素晴らしい景観を誇るまちとして、平成 22 年度に策定した「かみふらの景観づくり計画」に基づき、景観の保全と創造を進めてきました。

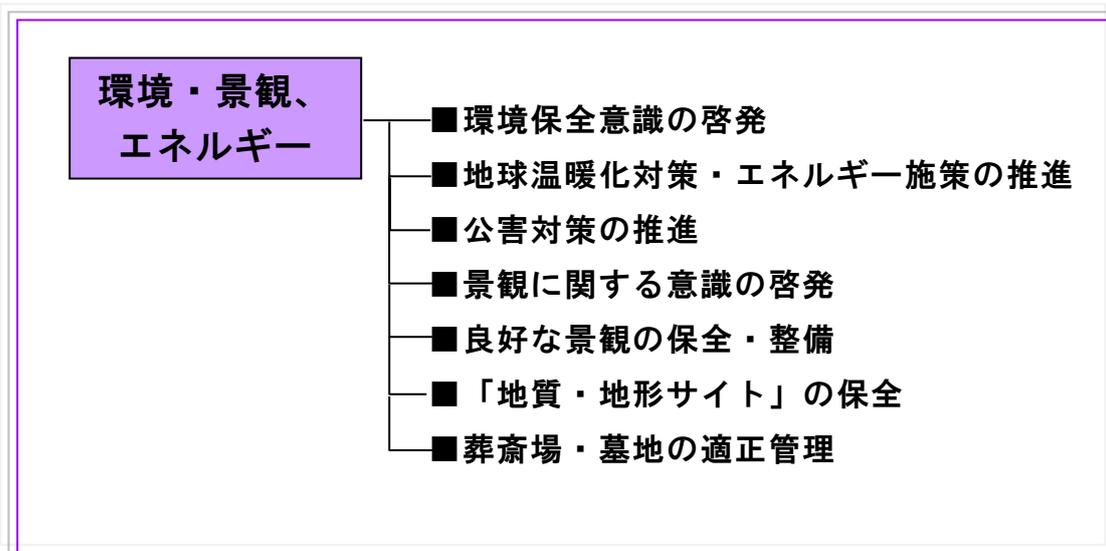
今後とも、町民との協働のもと、地球環境の保全や循環型社会の形成も見据えた環境・エネルギー施策や公害対策、ごみのない美しいまちづくりに向けた取り組みを進めていくとともに、町民共通の優れた財産である本町ならではの景観の保全・整備を進めていく必要があります。

また、十勝岳ジオパークを推進する視点から、本地域特有の「地質・地形サイト」の保全にも取り組んでいくことが必要です。

葬斎場については、長寿命化対策を講じながら適切に管理されてきましたが、老朽化が進んでいます。今後、多死社会を迎えることが予想され、広域的な調整を進めながら効率的な運営体制の確立や充実を図っていく必要があります。

また、共同墓地が5箇所あり、平成 27 年度には中央共同墓地に 63 区画の造成を行いました。今後も適正な維持管理を行っていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

1-1-1. 環境保全意識の啓発

町民の環境保全意識の高揚に向け、環境保全に関する広報・啓発活動や関係機関との連携による環境教育・環境学習を推進します。

1-1-2. 地球温暖化対策・エネルギー施策の推進

- ① 実状に即した環境・エネルギー施策を推進するため、「上富良野町地球温暖化対策実行計画」・「上富良野町地域省エネルギービジョン」の点検・評価・見直しを適宜行います。
- ② 上記の計画に基づき、公共施設で発生するCO₂の排出削減や町全体への波及に向けた取り組みの推進、太陽光や地中熱などの再生可能エネルギーの利活用をはじめ、各種の地球温暖化対策・エネルギー施策を推進します。
- ③ ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップの策定に向けて検討を進めます。

1-1-3. 公害対策の推進

水質汚濁や大気汚染、騒音、振動などの公害に対し、関係機関と連携して監視・指導を行い、未然防止と適切な対応に努めます。

1-1-4. 景観に関する意識の啓発

町民の景観に関する意識の高揚に向け、景観の保全・整備に関する広報・啓発活動を推進します。

1-1-5. 良好な景観の保全・整備

- ① 実状に即した景観施策を推進するため、「かみふらの景観づくり計画」の点検・評価・見直しを適宜行います。
- ② 上記の計画に基づき、視点場（景観スポット）や滞留拠点、その周辺整備をはじめ、丘陵・田園景観、市街地景観、山岳景観など、それぞれの景観特性に応じた保全・整備を進めます。
- ③ 公共施設の整備・改修にあたっては、機能性や経済性に配慮しつつ、周辺の景観と調和のとれた整備等を推進します。

1-1-6. 「地質・地形サイト」の保全

十勝岳ジオパークの保全すべきサイトとして選定した「地質・地形サイト」について、土地所有者など地元との協議を進め、地質学的に貴重なサイトであることの理解を深めるとともに、解説板などの設置を行い、保全を働きかけていきます。

1-1-7. 葬斎場・墓地の適正管理

- ① 葬斎場について、中富良野町との施設共同利用をすすめ、効率的な運営を進めます。
- ② 共同墓地について、墓地及び周辺的环境美化など、適正な維持管理に努めます。
- ③ 上富良野葬斎場の閉鎖と解体後の有効活用について検討を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
公共施設のCO ₂ 排出量	t	5,894	5,706	5,156	4,551
ジオパーク解説板設置箇所数	箇所	1	8	12	16

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に関する意識・知識を高め、身近な生活に生かしましょう。 ○家庭におけるCO₂の排出削減や再生可能エネルギーの導入などに取り組みましょう。 ○公害の監視に参画しましょう。 ○景観に関する意識を高め、景観への配慮に努めましょう。 ○景観の保全・整備に参画しましょう。 ○「地質・地形サイト」に関する理解を深め、保全に協力しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、環境保全に関する意識・知識を高め、社会生活や事業活動に生かしましょう。 ○地域や団体、事業者は、それぞれの立場で、CO₂の排出削減や再生可能エネルギーの導入などに取り組みましょう。 ○地域や団体、事業者は、公害の監視を行いましょう。 ○事業者は、公害が発生しない事業活動を行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、景観に関する意識を高め、社会生活や事業活動の中で景観への配慮に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、景観の保全・整備に取り組みましょう。 ○地域や団体は、「地質・地形サイト」に関する理解を深め、保全に取り組みましょう。

1-2. ごみ処理等環境衛生

目的と方針

持続的発展が可能な循環型社会の形成、公衆衛生保持に向け、廃棄物の適正処理及びリサイクル等に積極的に取り組みます。

現状と課題

環境保全の重要性が一層高まる中、これからのまちづくりにおいては、環境負荷をできる限り低減する観点から、廃棄物の適正処理・リサイクル等に積極的に取り組み、持続的発展が可能な循環型社会の形成を進めていくことが必要です。

本町で発生するごみは、町の一般廃棄物処理施設である上富良野町クリーンセンターにおいて焼却やリサイクル、最終処分等を行っています。

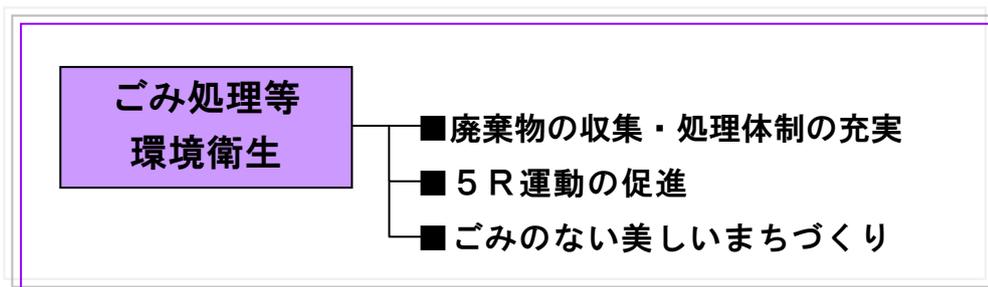
また、生ごみやし尿・浄化槽汚泥については、富良野広域連合環境衛生センター（富良野市）で、プラチック類については富良野生活圏資源回収センター（中富良野町）で、広域的に処理しています。

本町のごみの総排出量は、10年前と比較すると横ばい傾向にあり、1人1日あたりの排出量も道平均を下回り、良好な状態といえますが、さらなる減量化・資源化に向けて啓発に努める必要があります。

上富良野町クリーンセンターの最終処分場（平成8年供用開始）と中間処理施設（平成11年4月供用開始）はいずれも老朽化が著しく進む中、今後においてもごみの適正処理を行うには、施設の長寿命化のための改修計画を立て、適切な維持管理を行っていくとともに、新たな施設や処理体制について検討していかなくてはなりません。

また、美しく快適な生活環境づくり、公衆衛生保持のため、ごみの不法投棄対策の推進、町民の自主的な環境美化・公衆衛生保持活動の促進に取り組んできており、今後も継続に努めていくことが重要です。

施策の体系



主要施策

1-2-1. 廃棄物の収集・処理体制の充実

- ① ごみ・し尿の排出動向に応じ、効率的な収集・運搬を行います。
- ② 広報・啓発活動の推進等により、町民のごみ分別の一層の徹底を促進し減容化に努めるとともに、容量拡張による最終処分場の延命化を図ります。
- ③ 上富良野クリーンセンターにおいて、ごみの適正処理と安全な操業が行えるよう、改修計画を立て、施設の長寿命化を図ります。
- ④ 広域的連携のもと、富良野広域連合環境衛生センターにおける生ごみ及びし尿・浄化槽汚泥の処理体制、富良野生活圈資源回収センターにおけるプラスチック類の処理体制の維持・充実に努めます。
- ⑤ 新たなごみ処理施設や処理体制については、町だけでなく広域的な課題として検討をすすめます。

1-2-2. 5 R運動の促進

広報・啓発活動の推進や学習機会の提供等により、町民や事業者の自主的な5 R運動^{※1}を促進し、循環型の町民生活・事業活動を促します。

※1 ごみを減らすための、Rではじまる5つの行動のことです。
Refuse (リフューズ)断る、Reduce (リデュース)発生抑制、Reuse (リユース)再使用、Repair (リペア)修理、Recycle (リサイクル)再生利用

1-2-3. ごみのない美しいまちづくり

- ① ごみのない美しいまちに向け、地域や関係団体と協働しながら、ごみの不法投棄やポイ捨てに対する監視・パトロール体制の強化を図るとともに、地域や関係団体の自主的な環境美化・公衆衛生保持活動を促進します。
- ② 快適で衛生的な生活環境づくりに向け、ペットの飼い主のマナー向上のための広報・啓発活動を推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
町民 1 人あたりの一般ごみ (家庭系) 排出量	kg	91.1	90.0	99.7	95.0
町民 1 人あたりの不燃ごみ (家庭系) 排出量	kg	16.1	15.0	17.4	16.5
ごみの埋立処分量	t	673.8	664.0	670.2	500.0
ごみのリサイクル率	%	27.7	28.0	26.1	26.5

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。 ○ごみの減量化・資源化等に関する意識・知識を高め、5 R 運動を行いましょう。 ○ごみの不法投棄の監視活動に参画しましょう。 ○環境美化・公衆衛生保持活動に参画しましょう。 ○ペットの飼い方のマナー向上に努めましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、ごみ出しのルールを守り、分別を徹底しましょう。 ○地域や団体、事業者は、ごみの減量化・資源化等に関する意識・知識を高め、5 R 運動を行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、環境美化・公衆衛生保持活動を行いましょう。

1-3. 上・下水道

目的と方針

安全で安定した水の供給に向け、将来にわたって持続可能な水道事業を推進するとともに、町民が衛生的で快適な生活を送れるよう、下水道事業への加入促進及び施設の適正管理、合併処理浄化槽の設置促進に努めます。

現状と課題

全国的に人口減少・少子高齢化が進み、地方においては過疎化がさらに加速している状況にありますが、上水道事業は、人々の日常生活に一日も欠かすことができない社会基盤であり、住民生活の根幹を担うものです。

本町では上水道の普及地域はほぼ充足され、水源の確保についても十分なレベルに達している状況にありますが、今後とも町民生活に密接する重要なライフラインとして、常に安全で安定した飲料水を供給するためには、良好な事業運営と、適正な水道施設の更新及び維持管理が必要です。

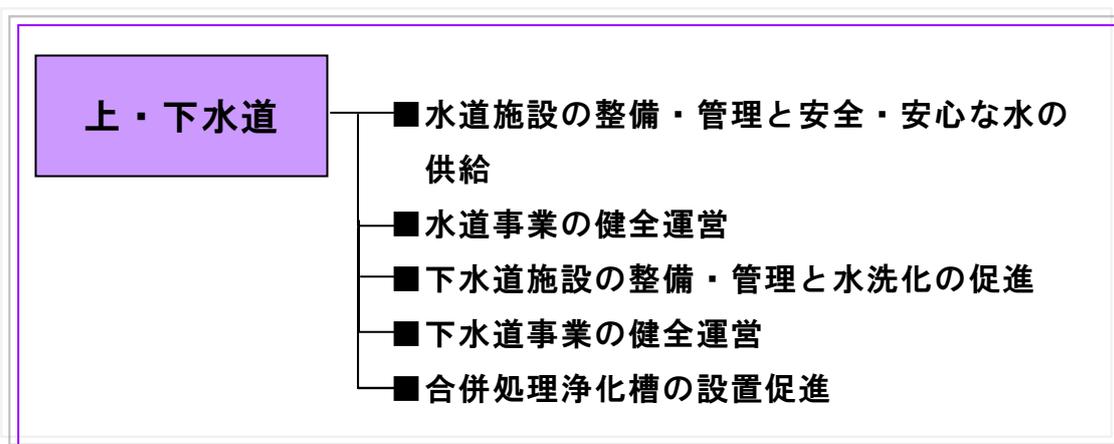
一方、公共下水道事業においても、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、市街地区の浸水被害の予防などの機能を持つ公共性の高い社会基盤であり、衛生的で快適な生活を送るうえで、極めて重要な役割を担っています。

本町では、汚水処理については、用途地域を主とする計画処理区域の整備はほぼ完了していますが、水洗化率は 90%程度で推移している状況にあります。

今後とも衛生的で快適な生活水準の維持や環境保全に向け、下水道事業への町民の理解を深め、施設の適正管理及び水洗化の促進に努めるとともに、下水道事業の区域外における合併処理浄化槽の設置促進に努める必要があります。

町民が健康で快適な生活を送るため、上・下水道ともに持続可能な事業の運営と安定したサービスの提供が求められています。

施策の体系



主要施策

1-3-1. 水道施設の整備・管理と安全・安心な水の供給

- ① 老朽化への対応や災害時への備えの充実、今後の水需要の変化への対応、水質管理の強化等を総合的に勘案し、水道施設の整備及び維持管理を計画的に推進します。
- ② 良質で安全・安心な水の供給に向け、適正な管理により水源の安定確保を図るとともに、定期的な水質検査の実施・公表を行います。
- ③ 市民の節水意識の高揚に向け、水資源の重要性等に関する広報・啓発活動の推進や学習機会の提供に努めます。

1-3-2. 水道事業の健全運営

持続可能な事業運営とサービス提供に向け、事業の効率化や計画的な設備投資を推進します。

1-3-3. 下水道施設の整備・管理と水洗化の促進

- ① 汚水処理機能の維持・向上を図るとともに、雨水排除区域における浸水対策を強化するため、下水道施設の整備及び維持管理を計画的に推進します。
- ② 循環型の社会づくりの一環として、処理施設で発生する下水道汚泥の農地への還元を行います。
- ③ 下水道未接続世帯の接続を促進するため、生活排水処理の重要性等に関する広報・啓発活動の推進や学習機会の提供に努めます。

1-3-4. 下水道事業の健全運営

持続可能な事業運営とサービス提供に向け、新会計方式の公営企業会計により、運営状況や資産等の状況を明確に把握し、経営基盤の強化と財政マネジメント向上に努めます。

1-3-5. 合併処理浄化槽の設置促進

下水道事業の区域外における生活排水処理については、合併処理浄化槽の設置及び適正管理を促進します。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
上水道有収率	%	78.4	79.6	77.5	78.2
水道管の耐震化率	%	66.7	81.3	69.9	71.5
下水道普及率	%	81.8	85.7	82.6	86.6
公共下水道水洗化率	%	91.4	92.8	90.6	92.8

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○水資源の重要性等に関する意識・知識を高め、節水を心がけましょう。 ○生活排水処理の重要性等についての意識・知識を高め、下水道施設への接続、合併処理浄化槽の設置及び適正管理に努めましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、水資源の重要性等に関する意識・知識を高め、節水を心がけましょう。 ○地域や団体は、行政と連携して町民への啓発活動等を行い、下水道施設への接続、合併処理浄化槽の設置及び適正管理を促しましょう。

1-4. 公園・緑地

目的と方針

公園・緑地の持つ多面的機能の発揮、花と緑あふれる美しく快適な環境づくりに向け、公園・緑地の整備充実及び適正管理に努めます。

現状と課題

公園・緑地は、暮らしに身近な公共空間として、住民のいこい・やすらぎの場、観光・交流・スポーツの場としての利用はもちろん、災害時の避難場所や雪捨て場などの機能も有しています。

これらの機能を最大限に発揮できるように、住民・地域・行政の協働により、町民の生活に配慮した整備や管理が求められます。

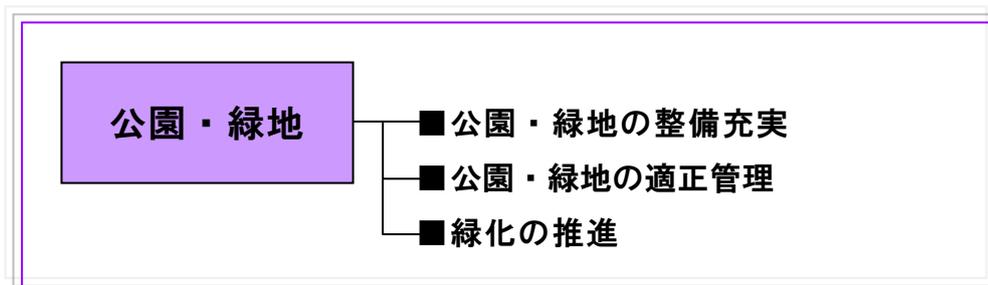
現在、本町には、日の出公園をはじめとする都市公園が10箇所、都市公園以外の緑地・広場が21箇所、コミュニティ広場が5箇所整備されており、住民のいこい・やすらぎの場として、また観光・交流の場として多くの人々に利用されています。

しかし、これらの公園・緑地の中には、整備後30年以上を経過した公園・緑地もあり、遊具などの設備の老朽化対策が大きな課題となっているほか、日の出公園については、観光・交流機能のさらなる強化に向けた整備・改修等が求められています。

このため、「上富良野町公園施設長寿命化計画（平成25年度策定）」及び「公園等遊具劣化点検（令和2年度実施）」に基づき遊具等の修理・更新を行い、合わせて日常点検や地域及び事業者との協働による公園・緑地の適正管理に努めるとともに、日の出公園の整備充実を進めていく必要があります。

また、本町では、地域や関係団体等による緑化運動や花づくり運動の促進に努めていますが、今後も、これらの取り組みを積極的に推進し、花と緑あふれる美しく快適な環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

1-4-1. 公園・緑地の整備充実

- ① すべての公園・緑地について、安全に安心して利用できるよう、「上富良野町公園施設長寿命化計画」及び「公園等遊具劣化点検」に基づき、老朽化した設備の点検・更新を計画的に推進します。
- ② 住宅地域に点在する公園・緑地等について、雪捨て場として、また災害時の避難場所としての活用を想定した整備・維持管理に努めます。
- ③ 日の出公園については、観光・交流の拠点として、オートキャンプ場や常設駐車場の充実、花のゾーンの整備など、利用者のニーズに応じた整備を計画的に推進します。

1-4-2. 公園・緑地の適正管理

各公園・緑地について、地域との協働により、適正な維持管理を行います。

1-4-3. 緑化の推進

地域や関係団体等による自主的な緑化運動や花づくり運動を促進します。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
オートキャンプ場利用者数	人	20,064	21,000	16,627	21,000

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○公園・緑地の維持管理活動に参加しましょう。 ○緑化意識を高め、緑化運動や花づくり運動に参加しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域は、公園・緑地の維持管理活動を行いましょ。 ○地域や団体、事業者は、緑化意識を高め、緑化運動や花づくり運動を行いましょ。

1-5. 消防・防災

目的と方針

活火山・十勝岳の存在や全国各地で相次ぐ大規模災害の教訓を踏まえ、あらゆる災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、総合的な消防力の向上と防災・減災体制の強化を図ります。

現状と課題

近年、全国各地で多くの火災、救急、救助事案が発生し、多くの人的・物的な被害が出ており、その安全対策の強化が求められています。

本町の消防体制は、富良野広域連合による広域的な常備消防と、消防団（3分団）による非常備消防とで構成されています。

いつ、どのように発生するかわからない自然災害と違い、火災の発生は防ぐことができることから、防火意識の啓発に努めていますが、残念ながらここ数年は毎年火災が発生している状況にあります。また、令和4年の救急出動件数は569件で、年々増加の傾向にあります。

災害の発生予防及び被害軽減に向けた対応力強化が最重要課題であるため、継続して消防職員・消防団員の知識・技術の向上と施設及び車両・装備の強化を図るとともに、他消防機関や防災関係機関（自衛隊・警察等）、医療機関等との連携・協力体制の強化を進めていく必要があります。

また、近年、全国各地で大規模な自然災害が相次いで発生しており、防災に対する人々の関心がさらに高まっています。

本町は、大正15年に甚大な被害をもたらした、これまで幾度も噴火を繰り返してきた活火山・十勝岳を抱えるまちです。

本町では、町民の防災意識を高めるため、毎年関係構成機関及び地域住民により防災訓練を実施していますが、今後も、十勝岳の噴火の歴史を後世に継承しながら防災体制を構築していくことが重要です。

十勝岳火山防災協議会では、火山防災体制の構築に向け、平成29年度に十勝岳火山避難計画を策定し、必要に応じて改定を行

い運用しており、今後においても各構成機関が連携した防災対策の強化が求められています。

火山をはじめ、風水害などへの防災体制や防災機能の強化を図り災害に強いまちづくりを進めるため、行政・消防・自主防災組織等の防災関係機関が一体となった応援・協力体制として25の住民会すべてに自主防災組織が結成され、防災活動の充実を図るよう防災士が配置されています。

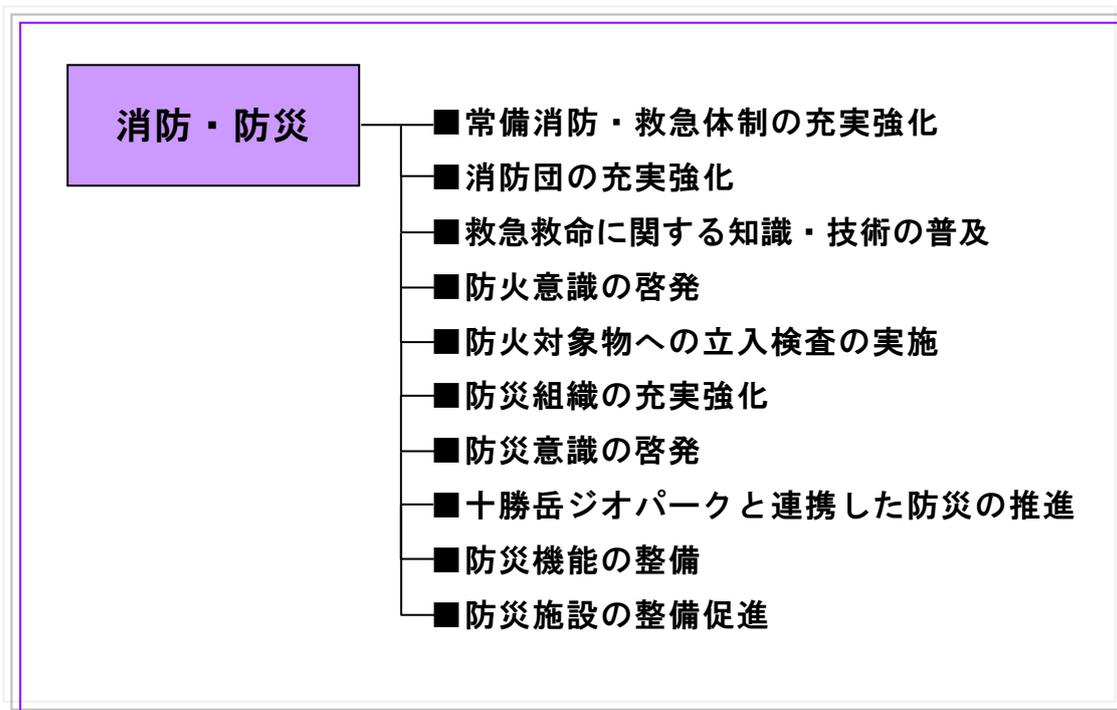
防災士の知識・技術の向上については研修会等を実施していますが、さらに防災士間の連携及び協力体制の強化を図りながら地域全体の防災活動を充実していくことが必要です。

災害時のスムーズな避難や円滑な避難所運営では、自主防災組織を中心とした要支援者対策に取り組める体制づくりや防災備蓄品の計画的な整備、各関係機関との災害時応援協定の取り組みを推進していく必要があります。

また、町民への防災情報の提供の場、町民が災害対策を考える場として、防災講演会や出前講座等を開催していますが、十勝岳の有する資源をより広く学習する場として、十勝岳ジオパークと連携した取り組みが重要になっています。

北海道による砂防工事の砂防整備率は34%で、地球温暖化に伴う気候変動による局地的な豪雨が多く発生する中、早期の防災・減災対策の推進が求められています。

施策の体系



主要施策

1-5-1. 常備消防・救急体制の充実強化

- ① 広域的連携のもと、消防施設や消防車両・装備の計画的な整備・更新を進めるとともに、消防職員の資質向上を図り、災害対応力を強化します。
- ② 他消防機関との広域的な相互協力体制、防災関係機関（自衛隊・警察等）、医療機関等との連携・協力体制を強化します。

1-5-2. 消防団の充実強化

消防団施設や消防車両・装備の計画的な整備・更新を進めるとともに、消防団員の定数確保と資質向上を図り、災害対応力を強化します。

1-5-3. 救急救命に関する知識・技術の普及

心肺蘇生法等の緊急時の応急手当に関する知識・技術の普及を図るための講習会を開催します。

1-5-4. 防火意識の啓発

- ① 火災の発生を防ぐため、町民への防火に関する広報・啓発活動等を推進します。
- ② 一般家庭における住宅用火災警報器の設置・維持管理を促進するための広報・啓発活動等を推進します。

1-5-5. 防火対象物への立入検査の実施

建築物等の防火対象物への立入検査を行い、消防用設備の設置・維持管理・取り扱い、自衛消防訓練の実施等に関する指導を推進します。

1-5-6. 防災組織の充実強化

- ① 大規模自然災害等に備えたまちづくりを総合的に進めるため、「上富良野町地域防災計画」の見直しを適宜行います。
- ② 町及び消防・防災関係機関相互の連携・協力体制を強化します。
- ③ 自主防災組織及び防災士間の連携を図るため、防災士の協議機関を設置し、自主防災組織の活動を促進します。

- ④ 被害を最小限にする防災体制の取り組みとして、自主防災組織及び各防災関係機関と連携した防災訓練を実施します。
- ⑤ 災害発生時に備え、関係団体や事業者等との応援協定の充実を図ります。
- ⑥ 弾道ミサイル等の武力攻撃事態に瞬時に対応できるよう、Jアラート^{※2}と連動し、防災行政無線で緊急情報を知らせる体制を強化します。

1-5-7. 防災意識の啓発

- ① 市民の防災に関する知識・意識の向上に向け、広報・啓発活動を推進するとともに、講演会や出前講座等を開催します。
- ② 明確で安全な避難所・避難経路を整備するとともに、防災ガイドブック^{※3}等を活用した防災情報を提供します。
- ③ 災害時避難行動要支援者リストの更新や、これに基づく地域における個別支援計画の策定・活用を進めます。

1-5-8. 十勝岳ジオパークと連携した防災の推進

各種災害から身を守るためには、自然のメカニズムへの知識と日頃の備え、防災教育が重要なことから、十勝岳ジオパーク学識顧問との連携や日本ジオパークネットワークを活用した専門的知見による防災学習など、連携・協力による防災対策に取り組みます。

1-5-9. 防災機能の整備

- ① 災害発生時における迅速・的確な情報伝達のため、防災行政無線の計画的な整備を行います。
- ② 災害発生時に備え、防災資機材・備蓄品の整備を計画的に進めます。

1-5-10. 防災施設の整備促進

富良野川の砂防堰堤など、火山砂防事業や治山・治水事業等による防災施設の整備推進を関係機関に要請していきます。

^{※2} 全国瞬時警報システム。緊急情報を国から住民に直接知らせることを目的に総務省消防庁が整備し、2007年から運用している。

^{※3} 想定される災害や避難場所等の情報、災害への備えをまとめた冊子。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
普通救命講習受講者数	人	182	230	92	230
防火対象物立入検査実施回数	回	196	220	153	220
十勝岳噴火総合防災訓練に参加した自主防災組織数	組織	9	13	4	13
個別支援計画の策定率	%	93.0	100	82.2	100

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団に参画し、活動しましょう。 ○応急手当に関する講習会を受講し、知識・技術を身につけましょう。 ○防火意識を高め、各家庭で防火対策を実践するとともに、住宅用火災警報器の設置・維持管理を行いましょう。 ○自主防災組織に参画し、活動しましょう。 ○防災訓練に参加しましょう。 ○防災に関する講演会や出前講座等に参加し、防災意識を高め、各家庭で実践しましょう。 ○防災ガイドブック等で、想定される災害範囲や危険箇所、避難所・避難経路等を把握・確認しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○消防団は、団員の確保や資質の向上を進め、災害対応力の強化に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、応急手当の重要性を認識し、その普及に努めましょう。 ○事業者は、防火指導等を受け、消防用設備の設置・維持管理や消防訓練を行いましょう。 ○自主防災組織は、組織の強化及び活動の充実に努めましょう。 ○団体や事業者は、行政と応援協定を結び、災害発生時には、物資提供や復旧活動等に協力しましょう。 ○地域や団体、事業者は、防災訓練に参加しましょう。 ○地域において、災害時避難行動要支援者を把握するとともに、個別支援計画を策定・活用し、災害発生時には避難支援を行いましょう。

1-6. 交通安全・防犯

目的と方針

交通事故や犯罪のない安全・安心なまちを目指し、警察や関係団体等と協働し、交通安全体制、防犯体制の強化を図ります。

現状と課題

交通事故の全国的な発生状況をみると、発生件数・死亡者数・負傷者数ともに減少傾向で推移し、さらに新型コロナウイルスの感染拡大により大きく減少しています。しかし、高齢者や外国人ドライバーがかかわる交通事故や飲酒運転による重大交通事故が後を絶たず、今後、脱コロナでの交流が回復することで交通量が増えるなど、これらへの対策が課題となっています。

本町では、生活安全推進協議会が中心となり、警察や関係団体と連携し、交通安全教育や啓発活動を推進しています。

町内での人身事故発生件数及び負傷者数、物損事故件数は横ばいからわずかに増加しており、さらなる交通安全対策が求められる状況にあります。令和4年4月11日には交通死亡事故ゼロ日数4,500日を経過しましたが、令和5年1月11日、訪日外国人が運転する乗用車を大型ダンプが接触する交通事故が発生し、2名の尊い命が失われました。

1年を通し観光客の増加に伴う交通量の増加も踏まえながら、高齢者や子どもに対する交通安全教育・啓発活動を積極的に推進するとともに、一時停止標識等の補助看板や生活道路・通学路等を中心とした交通安全施設の整備に努める必要があります。

犯罪の全国的な発生状況をみると、認知件数の減少に伴って検挙件数等も減少しています。しかし、高齢者や子どもを狙った凶悪犯罪は後を絶ちません。

また、特殊詐欺については被害件数、被害額は年々増大し、その手口も多様化・巧妙化しています。

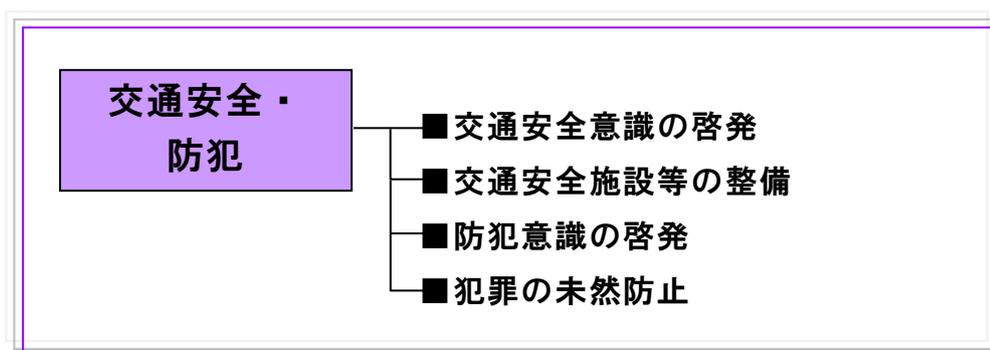
本町では、警察や生活安全推進協議会と連携した啓発活動等を

行い、地域住民の安全確保や犯罪の未然防止に取り組んでいます。

町内における刑法犯認知件数は、横ばいから減少傾向にありますが、不審者の出現や窃盗などの町民を不安にさせる事案は依然として発生しています。

このため、関係機関・団体と連携を密にし、町民の防犯意識の高揚及び自主的な防犯活動の促進などに努める必要があります。

施策の体系



主要施策

1-6-1. 交通安全意識の啓発

- ① 町民一人ひとりの交通安全意識の高揚に向け、交通事故発生状況の周知や交通指導員による交通指導、認定こども園や小学校における青空交通安全教室、関係団体への出前講座等を実施します。
- ② ドライバーやキャンペーン参加者の交通安全意識の高揚に向け、手旗を用いた旗の波作戦や車両引き込みによる啓発物品配布等の各種交通安全キャンペーンを実施します。
- ③ 生活安全推進協議会をはじめ、地域や団体等が自主的に行う交通安全活動の支援・促進に努めます。

1-6-2. 交通安全施設等の整備

住民会等からの要望や交通事故発生状況を踏まえ、交通安全施設の設置を関係機関に要請していくほか、町内の危険箇所へ状況に応じた注意施設（補助看板等）の設置を行います。

1-6-3. 防犯意識の啓発

- ① 町民一人ひとりの防犯意識の高揚に向け、犯罪発生状況の周知や地域安全活動推進員による防犯診断・戸別訪問啓発、関係団体への出前講座等を実施します。
- ② 地域における自主防犯体制の強化に向け、生活安全推進協議会をはじめ、地域や団体等が行う自主防犯活動の支援・促進に努めます。

1-6-4. 犯罪の未然防止

青色回転灯を用いた防犯パトロールや町内大型スーパー駐車場で街頭啓発等を実施し、犯罪の未然防止に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
交通安全指導員数	人	12	15	17	17
自主防犯活動実施団体数	団体	7	10	7	8

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全関連事業等に参加し、交通安全意識を高め、交通ルールや交通マナーを守りましょう。 ○防犯関連事業等に参加し、防犯意識を高め、家庭における身近な防犯対策を行いましょ。 ○地域や団体等による自主的な交通安全・防犯活動に参画しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者が一体となって、交通安全関連事業や交通安全教室、広報・啓発活動等を行いましょ。 ○地域は、交通安全施設の設置要望や危険箇所の情報を行政に伝えましょ。 ○地域や団体、事業者が一体となって、防犯関連事業や広報・啓発活動等を行いましょ。 ○地域や団体等において、自主的な交通安全・防犯活動を行いましょ。

1-7. 消費者対策

目的と方針

消費者の自立支援とトラブルの未然防止に向け、啓発・情報提供や相談の充実に努めます。

現状と課題

消費者を取り巻く環境は、商品・サービスの多様化や通信環境の向上等により大きく変化し、それに伴い消費者トラブルが後を絶たないほか、その内容も複雑・多様化しています。

富良野圏域5市町村では、広域的な消費生活相談体制を整備しており、富良野消費生活センター（富良野市）において、専門相談員が圏域住民の消費者トラブルの防止・解消に努めていますが、相談件数は年々増加傾向にあります。

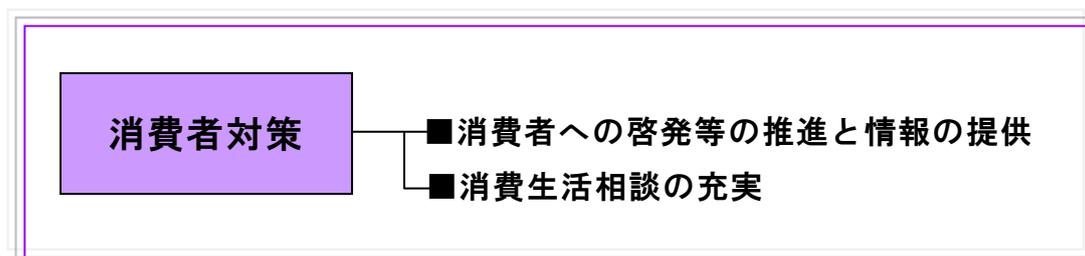
近年は、スマートフォンなどの通信機器の急速な普及に伴い、インターネットに関連する消費者トラブルが多くなっているほか、詐欺の手口も多様化・巧妙化しています。

また、これまで訪問販売や電話勧誘に関するトラブルが多かった中高年者に加え、インターネットによるオンラインゲーム、ワンクリック詐欺などで未成年者がトラブルに巻き込まれたという相談も多くなっています。

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、若者の消費者トラブルが増加しています。

こうした状況を踏まえ、今後は、消費者の自立支援、消費者トラブルの未然防止に向け、啓発・情報提供や相談のさらなる充実を進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

1-7-1. 消費者への啓発等の推進と情報の提供

関係機関との連携のもと、消費者保護のための学習機会の提供や出前講座等による啓発を行うとともに、広報誌やホームページを通じた消費生活情報の提供に努めます。

1-7-2. 消費生活相談の充実

広域的連携のもと、富良野消費生活センターを今後も継続して運営し、高度な知識と経験を有する専門相談員による相談体制の充実を図ります。特に、道や関係機関が開催する研修に積極的に参加し、消費者行政にかかわるスタッフの能力向上を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
消費者教育学習会開催回数	回	0	8	2	5

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○消費者意識・知識を高め、消費者トラブルにあわないようにしましょう。 ○消費者トラブルの発生時には、速やかに相談を受け、早期解決に努めましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、最新の情報や知識を共有し、町民への情報発信と被害の未然防止に努めましょう。

第2章 みんなが元気になる 健康・福祉のまち

2-1. 保健・医療

目的と方針

町民一人ひとりが元気に安心して暮らし、健康寿命を延ばしていけるよう、「健康づくり推進のまち」宣言の理念である町民の主体的な健康づくりの促進に向け、きめ細かな保健事業を展開するとともに、地域医療体制の充実を図ります。

現状と課題

わが国では、「健康日本 21」を推進するとともに、「社会保障制度改革推進法」による各種社会保障制度の改革を進め、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のため、国民の健康寿命の延伸の実現に向けた取り組みを推進しています。

本町では、これまで健康づくりの指針となる「健康かみふらの21 計画」、「上富良野町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）・特定健診等実施計画」に基づき、生活習慣病の発症・重症化予防を重点目標に掲げ、町民が健康づくりに主体的に取り組めるよう各種保健事業を展開してきました。

その結果、国民健康保険の総医療費に占める脳血管疾患、虚血性心疾患、慢性腎不全にかかる医療費が減少するなどの効果が現れている一方、コロナ禍を経た生活様式等の変化により耐糖能異常及び肥満、メタボリックシンドロームを有する人が増加しており、より一層、生活習慣の改善に向けた保健指導や重症化予防の取り組み強化が重要になっています。

また、胎児期や乳幼児期の栄養状態が成人期以降の生活習慣病の要因であることから、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの生涯を経時的に捉えた健康づくり）を踏まえた生活習慣病の取り組みが必要です。

特定健康診査は70%と高い受診率を維持していますが、40～50歳代の受診率が低い状況にあり、健康寿命の延伸には、この世代を中心に未受診者対策を進め生活習慣の早期改善を図っていくことが必要です。

生活習慣病と関連性のある歯周疾患については、40歳代で進行した歯肉炎を有する人の割合が全国より高く、若い頃から歯と歯周疾患予防の取り組みが必要です。

がんについては、がん検診の受診率がここ数年減少傾向にあり、がん検診受診率の向上も課題です。

こころの健康では、国民健康保険の総医療費に占める精神疾患の割合が増加しています。また、予防接種については、有効性・安全性及び副反応等の周知を十分行い、感染症の発生やまん延を予防していくことが必要です。

これらの状況を踏まえ「健康かみふらの21計画(第三次)」(令和6～17年度)、上富良野町国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第四期特定健診等実施計画(令和6～11年度)を策定し、保健予防活動のさらなる充実を図り健康寿命の延伸に努めていきます。

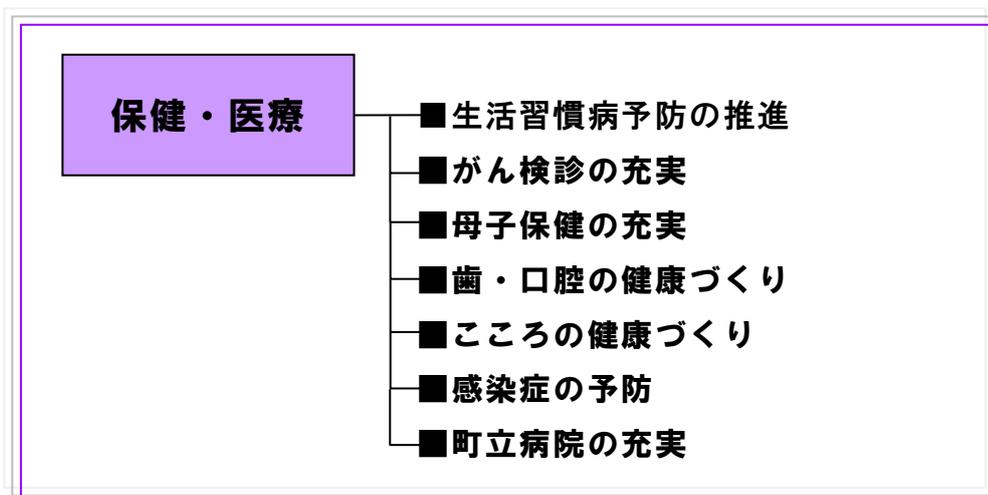
一方、本町の医療機関としては、町立病院をはじめ、民間の医院が2箇所、歯科医院が5箇所あります。

町立病院は、病床を有する町内唯一の医療機関であり、救急医療体制を維持しながら地域医療の中核を担う不可欠な病院として大きな役割を果たしていますが、急速に進む人口減少に伴う患者数の減少への対応、地域ケアシステムのより一層の充実が必要となっています。

富良野医療圏において本病院の求められる役割を共有し、必要な機能分担につなげていきます。

また、新しい病院施設の開院に合わせて施設・設備機能の充実を図っていく必要があります。

施策の体系



主要施策

2-1-1. 生活習慣病予防の推進

- ① 生活習慣病の発症と重症化予防のための特定健康診査等の受診拡大に向け、受診しやすい健診体制の整備と効果的な受診勧奨に努めます。
- ② 子どもの頃からの健やかな生活習慣の確立と生活習慣病の予防に向け、関係機関と連携し、小児生活習慣病予防健診（かみふっ子健診）の受診拡大に努めます。
- ③ 健診結果をもとに、生活習慣等の改善に主体的に取り組むことができるよう、保健指導や学習等の充実を図ります。

2-1-2. がん検診の充実

- ① がん検診について広報・周知を徹底し受診拡大に努めます。
- ② 精密検査対象者には、受診勧奨及びがん化を進めないための学習を推進します。
- ③ がんのリスクを高める生活習慣について、情報や学習機会の提供に努めます。

2-1-3. 母子保健の充実

- ① 子どもの健やかな成長と適切な生活習慣の形成に向け、妊娠期からきめ細やかな相談や健康診査、健康学習など支援の充実に努め、特別な支援が必要な妊婦、乳幼児については、早期に適切な支援が受けられるように福祉部門との連携強化を図ります。
- ② 母子の食習慣の重要性を踏まえ、関係機関との情報共有や学習を通して食育を推進します。

2-1-4. 歯・口腔の健康づくり

- ① 各ライフステージに応じた適切な口腔ケアができるよう、歯科検診の受診拡大に努めるとともに、歯科相談や学習を推進します。
- ② 生活習慣病と関連性のある歯周疾患の発症予防に向け、歯周疾患検診の受診勧奨とともに定期的な検診受診など自身の口腔ケアへの意識向上に努めます。

2-1-5. こころの健康づくり

関係機関や福祉部門と連携し、こころの健康づくりや精神疾患に対する正しい知識の普及に努めます。

2-1-6. 感染症の予防

「予防接種法」に基づく予防接種を実施し、接種状況を管理するとともに、特に未接種者に対しては接種の勧奨を徹底し、病気の重症化や伝染の恐れのある感染症の発生及びまん延防止に努めます。

2-1-7. 町立病院の充実

- ① 経営の効率化を前提とした病院運営のほか、富良野医療圏においてそれぞれの医療機関の役割を果たすため、病床機能や病床数などの機能分担の調整を進めます。
- ② 地域の「かかりつけ医」としてのスムーズな医療を提供するため電子カルテシステムの早期導入の検討を進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
特定健康診査受診率	%	70.6	70.0	70.6	70.0
小児生活習慣病予防健診受診率	%	77.0	80.0	76.7	80.0
5大がん検診受診率	%	22.2	24.5	19.4	20.0
がん検診精密検査受診率	%	86.7	90.0	82.4	90.0
乳幼児健診受診率	%	100	100	100	100
乳児相談実施率	%	100	100	100	100
妊婦相談実施率	%	100	100	100	100
歯周疾患受診率	%	17.6	30.0	19.5	20.0
こころの健康づくりに関する啓発・学習会の回数	回	5	6	4	5
子どもの定期予防接種接種率	%	100 (平成 28 年度)	100	99.4	100

町民に期待される主な役割

<p>町 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査等を受け、生活習慣病の発症と重症化予防に努めましょう。 ○保健指導や相談を受け、生活習慣等の改善に主体的に取り組みましょう。 ○がん検診を受けるとともに、精密検査対象者は、医療機関の受診やがん化を進めないための取り組みに努めましょう。 ○がんのリスクを高める生活習慣についての理解を深め、生活に生かしましょう。 ○妊娠期からの健康相談や健康診査、健康学習等を利用し、子どもの健やかな発育と生活習慣の形成に努めましょう。 ○食に関する知識を高め、健全な食習慣の形成に努めましょう。 ○歯科検診や歯科相談等を受け、適切な口腔ケアを行いましょよう。 ○こころの健康づくりや精神疾患に対する知識を高めましょよう。 ○予防接種を受け、感染症の予防に努めましょよう。
<p>地域・団体 ・事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、町民に定期的な各種健診（検診）の受診、保健指導等を促しましょう。 ○事業者は、従業員に定期的な各種健診（検診）の受診、保健指導等を促しましょう。 ○団体や事業者において、こころの健康づくりに関する学習会を開催しましょう。

2-2. 子育て支援

目的と方針

本町の宝である子どもが一人でも多く生まれ、健やかに育つよう、多面的な子育て支援施策を推進します。

現状と課題

わが国では、これまで各種の子育て支援施策を実施してきましたが、少子化は依然として進行しています。また、子ども同士のふれあいの減少等による自主性・社会性の育ちにくさ、親の就労形態の多様化等に伴う養育機能の低下など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待や子どもの貧困なども社会問題として取りあげられています。

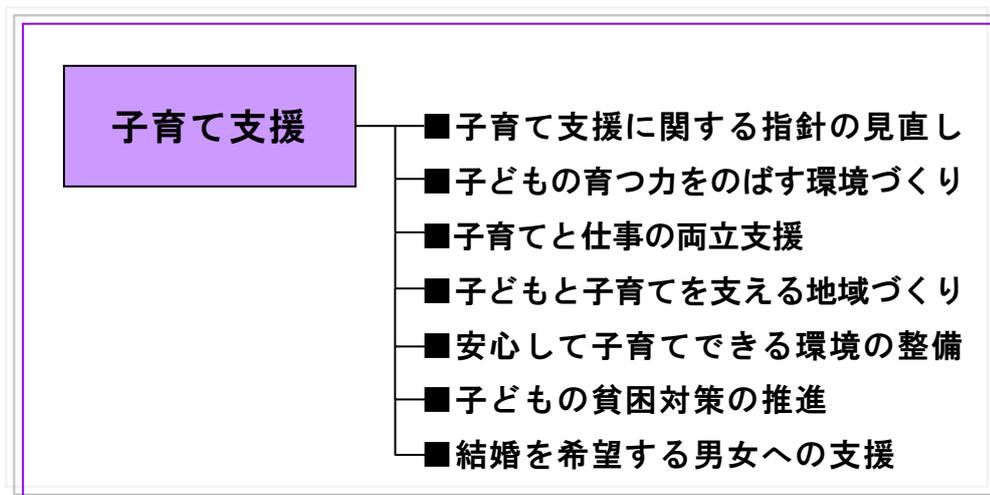
本町では、「第2期上富良野町子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）」に基づき、子育て支援施策を推進し、子どもを安心して生み育てられる環境の整備に努めています。

しかし、全国的な傾向は本町においても例外ではなく、養育に課題を抱え、サポートが必要な家庭は増加傾向にあることから、“子どもを養育する原点は家庭である”との認識を基本に、保護者自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるような、多岐にわたる支援が必要です。

そのためには、妊婦相談や乳児健診、乳児家庭全戸訪問、養育訪問支援、ごみ袋交付事業などを通じて、すべての子育て家庭に直接会う機会をつくり、切れ目のない支援を行い、それぞれの家庭が持っている子育て力に見合った必要な支援を行うことが重要です。

今後は、子ども・子育て支援事業計画の見直し（子どもの貧困対策を含む）を行いながら、関係機関と連携し、子育ての負担感の軽減や地域で子育てできる環境整備に向けた取り組みをはじめ、多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

施策の体系



主要施策

2-2-1. 子育て支援に関する指針の見直し

実状に即した子育て支援施策・子どもの貧困対策を総合的・計画的に進めるため、「上富良野町こども計画（令和7～11年）」を策定します。

2-2-2. 子どもの育つ力をのばす環境づくり

地域子育て支援拠点事業の充実、障がい児通所（相談）支援事業の充実など、家庭の養育力の向上、すべての子どもが質の高い幼児教育と保育を受ける機会の確保、療育が必要な子どもに適切な支援ができる体制づくりを進めます。

2-2-3. 子育てと仕事の両立支援

教育・保育施設給付や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業など、子育てと仕事を両立するための保育の確保をはじめ、あらゆる家庭、あらゆる親の子育てをサポートするための仕組みを整えます。

2-2-4. 子どもと子育てを支える地域づくり

子育てネットワークの拡充、子育てサロン、育児サークル支援や子育て活動支援事業を推進します。

2-2-5. 安心して子育てできる環境の整備

すべての町民が安心して子育てできるよう、子ども・子育て包括センターやこどもセンターの機能充実を図り、子育て支援サービスの情報提供や育児の悩みを相談できる体制を整備します。

2-2-6. 子どもの貧困対策の推進

貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境づくりに向け、関係機関・団体等と連携し、教育面や生活面、保護者の就労面、経済面における適切な支援を行います。

2-2-7. 結婚を希望する男女への支援

結婚を希望する男女への支援として、団体や事業者において行われる出会いの場づくり等への支援を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
ファミリー・サポート・センター サポート提供可能会員数	人	71	120	109	120
育児サークル登録延べ世帯数	世帯	110	120	139	150

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域子育て支援拠点事業や児童館事業等を利用し、家庭の養育力の向上や質の高い教育・保育を受ける機会の確保等に努めましょう。 ○教育・保育施設給付や一時預かり事業、放課後児童健全育成事業等を利用し、子育てと仕事の両立等に努めましょう。 ○地域や団体で行われる子育てサロンや育児サークル活動等に参加し、育児に関する知識の向上や仲間づくり等を行いましょ。 ○育児で悩んだ時は、子ども・子育て包括センターやこどもセンターで情報提供や相談を受けましょ。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、子育てサロンや育児サークル活動等を行い、子ども・子育てを支えましょ。 ○地域や団体は、貧困の状況にある子どもの支援に努めましょ。

2-3. 高齢者支援

目的と方針

高齢者がいきいきと生活し、介護や支援が必要になった場合でも自分らしく安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステム^{※4}の充実に向けた各種施策を総合的に推進します。

現状と課題

わが国では、世界に例をみない速度で高齢化が進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組みを進めています。

本町では、国や道の水準を上回る勢いで高齢化が進んでおり、令和5年5月末現在の高齢化率は33.9%と、町民の3割強が65歳以上となっています。

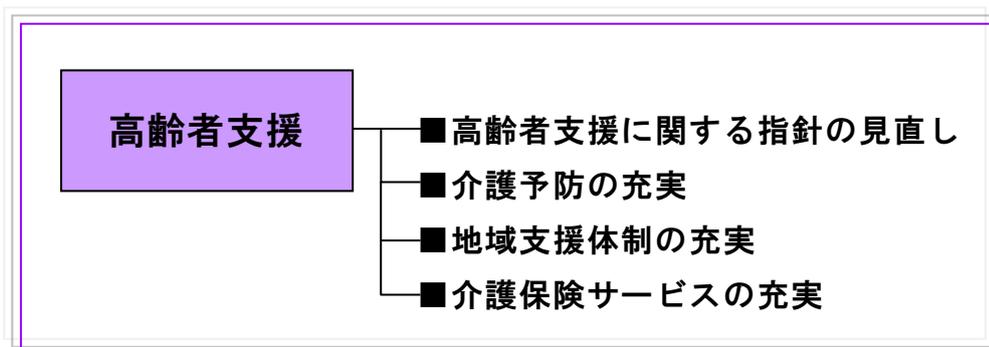
今後、本町の高齢化はさらに進んでいくことが予想されており、これに伴い、介護・支援を必要とする高齢者や認知症高齢者、高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、高齢者の自立支援や介護予防・重度化防止に向けた取り組み、地域住民等の多様な主体によるサービスの提供をはじめ、高齢者支援の充実は引き続き重要課題となっています。

このような中、本町では令和5年度に、高齢者支援の指針として、「上富良野町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また必要な見直しを行いながら、地域包括ケアシステムの充実に向けた各種施策を推進し、高齢者ができる限り自立した生活を営み、介護や支援が必要になった場合でも自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

^{※4} 予防・介護・医療・生活支援・住まいなどのサービスが一体的に提供される仕組み。

施策の体系



主要施策

2-3-1. 高齢者支援に関する指針の見直し

高齢者支援に関する指針の見直し実状に即した高齢者支援を総合的・計画的に進めるため、「上富良野町第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和9～11年度）」を策定します。

2-3-2. 介護予防の充実

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るとともに、自主グループや活動を支えるリーダーの育成・支援を行います。
- ② 高齢者がいきいきと生活できるよう、老人クラブの活動や高齢者事業団の運営に対する支援を行います。

2-3-3. 地域支援体制の充実

- ① 地域包括支援センターの機能を強化し、総合相談や地域支援事業全体の充実を図ります。
- ② 地域全体で高齢者の在宅生活を支える仕組みとして、生活支援体制整備の充実を図ります。
- ③ 認知症への理解を深めるための啓発の推進や相談・支援体制の充実、認知症サポーター^{※5}の養成など認知症対策を推進するとともに、障がい者を含め、成年後見制度の活用に向けた支援を行い、権利擁護を図ります。

※5 認知症の人や家族を見守る支援者。

- ④ 在宅医療・介護連携を推進し、切れ目のない提供体制の構築に努めます。

2-3-4. 介護保険サービスの充実

- ① サービス利用者のニーズに沿ったケアプラン作成と質の高いサービスの提供など、介護保険制度の適正な運営を推進します。
- ② 良質なサービスを安定的に提供できるよう、人材確保対策を促進します。
- ③ 虐待防止など高齢者の権利擁護に関する啓発・周知と適切な支援を推進します。
- ④ 介護保険事業計画に沿ったサービス・施設の整備を進めます。ラベンダーハイツについては、適正な維持管理により老朽化に対応するとともに、介護と医療の連携を含めた福祉施策の推進に向け、町立病院との連携を強化します。高齢者人口の将来推計を見据えて施設のあり方を検討します。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
老人クラブ加入率	%	34.9	36.6	31.0	—
高齢者事業団登録率	%	1.4	1.7	1.0	—
介護予防教室参加率(累計)	%	2.2	2.7	2.2	2.7
認知症サポーター数(累計)	人	289	450	453	545
介護予防リーダー数	人	—	—	71	100
在宅支援サービス利用率	%	71.7	72.6	69.8	72.6
入所施設サービス利用率	%	28.3	27.4	30.2	—

※老人クラブ加入率、高齢者事業団率については、65歳以上のうち加入している住民の割合を算出しているが、65歳以上でも現役で働かれている方が増えており、目標値として相応しくないことから後期指標から除く。

※入所施設サービスより、在宅支援サービスの充実を図る国の方針から、両方のサービスを必要に応じて利用し、住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」構築へと国の方針が変わったことから後期指標から除く。

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○支え合う意識を高め、各種事業・サービスの提供に参画しましょう。 ○知識や技術を生かし、老人クラブの活動や高齢者事業団などに参画しましょう。 ○各種事業・サービスを効果的に利用し、介護状態の予防や重度化の防止、在宅生活の充実等に努めましょう。 ○認知症サポーターとして、認知症の人を支える活動を行いましょう。 ○高齢者の権利擁護に関する意識・知識を高めましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、支え合う意識を高め、各種事業・サービスの提供を行いましょう。 ○老人クラブや高齢者事業団は、活動・事業の充実を図りましょう。 ○サービス提供事業者は、人材確保対策等を進め、良質な事業・サービスを安定的に提供しましょう。 ○地域や団体、事業者は、高齢者の権利擁護に関する意識・知識を高めましょう。

2-4. 障がい者支援

目的と方針

障がいがあってもなくても、だれもが互いに支え合い、明るく豊かに安心して暮らせる地域づくりに向け、各種施策を推進します。

現状と課題

障がい者が安心して自立した地域生活を送れるようにするためには、身近な地域において多様なニーズに対応した保健・医療・福祉などの総合的な支援を効果的かつ効率的に受けられることができる仕組みづくりが必要です。

本町ではこれまで、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等に基づき、3期にわたる障がい者計画と6期にわたる障がい福祉計画、2期にわたる障がい児福祉計画を策定し、広報・啓発活動の推進や就労・雇用の促進、障がい福祉サービスの提供をはじめ、各種施策を推進してきました。

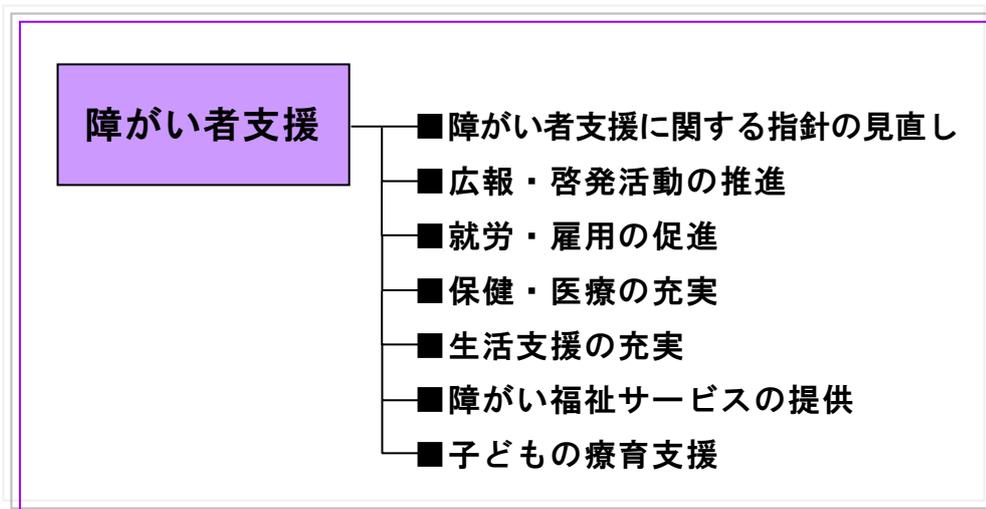
しかし、障がいに対する理解の深まり、定義の広がりにより、障がい者数は年々増加傾向にあることに加え、高齢化に伴う障がいの重度化・重複化が進んでおり、これらを踏まえた総合的な支援が求められているほか、地域における住まいの場の確保など、障がい者の地域生活を支援する取り組みが必要となっています。

また、発達において支援を必要とする子どもも増加傾向にあり、生活の中で様々な困難を抱えている実態から、地域の中での正しい理解と、早期からの療育支援体制の充実が求められています。

このような中、本町では令和3年度に、障がい者支援の指針として、「第3期上富良野町障がい者計画（令和3～11年度）・第6期上富良野町障がい福祉計画（令和3～5年度）・第2期上富良野町障がい児福祉計画（令和3～5年度）」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、また必要な見直しを行いながら、障がい者の日常生活・社会生活を総合的に支援するための各種施策を推進し、障がいがあってもなくても、大人も子どもも高齢者も、だれもが互いに支え合い、明るく豊かに安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

2-4-1. 障がい者支援に関する指針の見直し

実状に即した障がい者支援を総合的・計画的に進めるため、「第3期上富良野町障がい者計画（令和3～11年度）の見直しと第7期上富良野町障がい福祉計画（令和6～8年度）・第3期上富良野町障がい児福祉計画（令和6～8年度）」を策定します。

2-4-2. 広報・啓発活動の推進

障がいや障がい者に対する市民の理解を深め、ノーマライゼーション^{※6}の理念に基づく社会づくりを進めるため、地域や団体、事業者と協働しながら、広報・啓発活動や福祉教育を推進します。

2-4-3. 就労・雇用の促進

障がい者の就労・雇用の促進するため、障がい者就労支援制度の利用促進など一般就労に向けた取り組みや、障がい福祉サービスにおける就労に関する訓練サービスの提供など福祉的就労に向けた取り組みを進めます。

^{※6} 年齢や障がいの有無などにかかわらず、だれもが等しく普通の生活を送れる社会こそ正常であるという考え方。

2-4-4. 保健・医療の充実

保健・医療・福祉部門の連携強化のもと、障がいの早期発見・早期治療・リハビリテーション体制の充実、精神保健に関する情報提供・相談体制の充実に努めます。

2-4-5. 生活支援の充実

- ① 障がい者個々の多様なニーズに対応できるよう、相談支援体制の充実を図るほか、障がい者の虐待の防止や権利擁護に関する取り組みを推進します。
- ② 障がい者が生きがいを持ち、充実した生活を送れるよう、障がい者のスポーツ・文化芸術活動、創作活動、交流活動等の場と機会の充実に努めます。

2-4-6. 障がい福祉サービスの提供

- ① 障がい者が地域において自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービスや日中活動系サービス、居住系サービスなど、各種サービスの提供体制の充実を促進します。特に、居住系サービスとして、いつまでも住み慣れた地域で生活するための基盤確保として、グループホームの整備を促進します。
- ② 広域的連携のもと、相談の支援や手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、移動の支援をはじめとする地域生活支援事業を推進します。

2-4-7. 子どもの療育支援

障がい児通所（発達支援センター）事業、児童相談支援センター事業の充実、保育所等訪問支援事業の実施に取り組み、発達に課題を持つ児童に対して、特別支援教育と連携し、適切な療育を提供できる体制づくりを進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
一般就労への移行者数 (計画期間中累計)	人	2	4	6	8
障がい福祉サービス事業所数	事業所	8	9	8	9
グループホーム受入可能人数	人	11	20	22	31

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。 ○各種の障がい者支援事業・サービス等を効果的に利用し、障がいの早期発見・早期治療・療育等に努めるとともに、可能な限り自立と社会参加に努めましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、町民の障がいや障がい者に対する理解の促進に努め、障がい者の自立と社会参加を支援しましょう。 ○事業者は、障がい者の雇用拡大に努めましょう。 ○スポーツ・文化団体等は、障がい者が気軽に参加できる場と機会を提供しましょう。 ○サービス提供事業者は、サービス提供体制の充実に努め、障がい者の状況やニーズに応じた適切なサービスを提供しましょう。

2-5. 地域福祉

目的と方針

「地域共生社会」の実現に向け、多様な主体の参画による地域福祉体制の強化を進めるとともに、だれもが互いに支え合う地域社会の実現に向けた取り組みを進めます。

現状と課題

わが国では、少子高齢化・人口減少の進行等に伴い、核家族や高齢者のみの世帯が増加するなど、家族形態が大きく変化する中で、地域住民同士のつながりの希薄化、地域における担い手の不足や高齢化といった問題も顕在化しており、家庭や地域の支え合いの力が低下しているといわれています。

このような中、複雑・多様化する生活課題に対応していくには、公的な取り組みだけではなく、地域福祉の向上に対する住民や関係団体等の主体的な参画を促す仕組みをつくりあげ、「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要です。

本町では、社会福祉協議会が町から受託している各種福祉・介護サービスのほか、相談活動の推進や福祉ボランティア活動の支援など、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいます。

また、民生委員・児童委員や福祉推進員・福祉係が地域に密着した様々な活動を展開しているほか、各地域において、高齢者等の閉じこもり予防や仲間づくりのためのふれあいサロンが開催されています。

しかし、今後においても少子高齢化は進行し、福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。

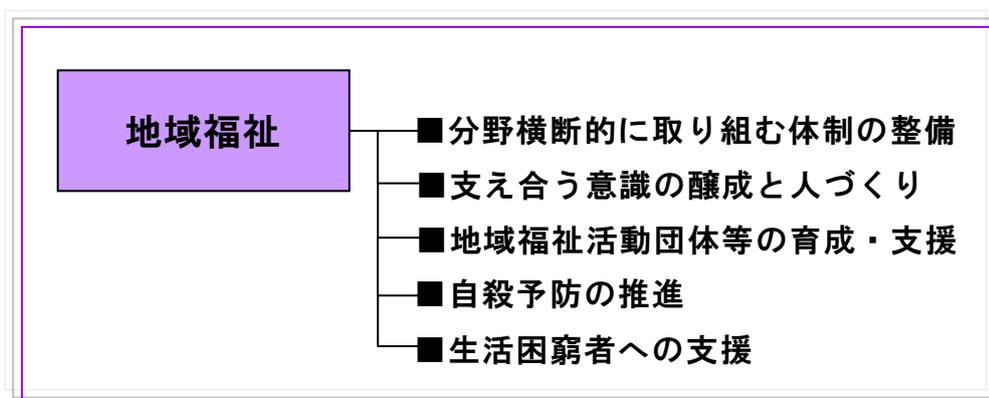
このような中、本町では令和5年度に、地域福祉を進めていくための指針として、「第4次上富良野町地域福祉計画（令和6～10年度）」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、より多くの主体の福祉活動への参画を促すとともに、だれかの「SOS」を見つけ、だれもが「SOS」を発信できる、温もりある「地域共生社会」の実現を目指し、自殺予防やひきこもりに対する支援など、地域全体で支え合

う仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、全国的に生活に困窮する人が増加する中、本町では、関係機関との連携のもと、相談をはじめ、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の利用に関する助言・指導等に努めていますが、今後とも、これらの制度の周知や助言・指導等を行い、必要な支援につなげていく必要があります。

施策の体系



主要施策

2-5-1. 分野横断的に取り組む体制の整備

地域における見守り活動の推進、就労・住まい・ひきこもりに対する支援、権利擁護の推進、防災・防犯対策の推進、バリアフリーのまちづくりなど、高齢者・障がい者・児童等の福祉に共通する課題、分野を越えた複合的な課題、制度の狭間の問題に対し、分野横断的に取り組む体制を整備し、関係機関と連携しながら解決策を打ち出し、総合的に推進します。

2-5-2. 支え合う意識の醸成と人づくり

社会福祉協議会等との連携のもと、広報・啓発活動の推進や学習機会の提供、児童・生徒に対する福祉教育の推進等により、町民一人ひとりの支え合う意識の醸成を図り、地域福祉活動への参画促進、福祉ボランティアの育成・確保に努めます。

2-5-3. 地域福祉活動団体等の育成・支援

社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員や各種福祉団体、福祉ボランティア団体、NPO^{※7}法人など、地域福祉を担う団体等の育成・支援を行います。

2-5-4. 自殺予防の推進

関係機関・団体等のネットワークづくりを進めるとともに、広報・啓発活動の充実や相談体制の整備、ゲートキーパー^{※8}の養成、児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施をはじめ、それぞれの世代等に応じた自殺予防を推進します。

2-5-5. 生活困窮者への支援

関係機関と連携し、生活困窮者の実態を的確に把握しながら、相談・指導に努めるとともに、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知と利用に関する助言・指導等を行い、必要な支援につなげていきます。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29年度 (実績値)	H35年度 (目標値)	R4年度 (実績値)	R10年度 (目標値)
福祉ボランティア登録団体数	団体	7	8	7	8
福祉ボランティア登録団体加入者数	人	361	400	402	400

※7 民間非営利組織。

※8 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）ができる人。

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○支え合う意識を高め、地域福祉活動・ボランティア活動に参画しましょう。 ○ゲートキーパーとして、悩んでいる人に気づき、支援しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、地域福祉の担い手として、活動体制を充実させ、地域福祉活動・ボランティア活動を充実させましょう。 ○団体や事業者は、自殺予防のためのネットワークに参画し、活動しましょう。 ○団体や事業者は、ゲートキーパーの養成に努めましょう。

2-6. 国民健康保険・国民年金等

目的と方針

町民がいつでも必要な医療を受け、安心して暮らせるよう、また不安のない老後の生活を送れるよう、国民健康保険制度や国民年金制度の周知等に努めます。

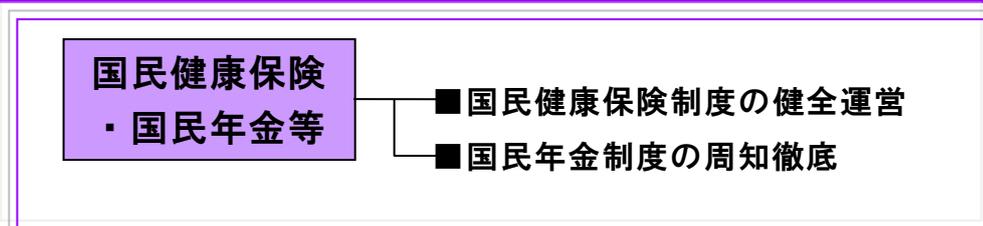
現状と課題

国民皆保険制度の根底を支える国民健康保険事業については、高齢者や低所得者の加入が多くを占めるという中であって、各市町村においては構造的課題を抱え厳しい運営が続いていましたが、平成30年からは北海道との共同運営となったことから、安定化が図られてきたものの、保険料の統一に向けた課題など流動的な要素も残されているところであります。

このような中、医療給付費は減少していますが、前期高齢者の増加に伴い1人当たりの医療費は増加しており、医療費増加を抑制するため、特定健診・特定保健指導を継続実施し、保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づいた保健事業を推進に努め、今後はこうした状況を踏まえ、安定的かつ健全な制度運営に寄与するよう、被保険者の自主的な健康づくりの促進をはじめ、医療費の適正化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

一方、国民年金制度については、不安のない老後の生活のために必要不可欠なものですが、若い世代を中心に、制度に対する正しい理解が十分に得られていない状況もみられることから、制度の周知徹底を一層進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

2-6-1. 国民健康保険制度の健全運営

- ① 「上富良野町国民健康保険第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）・第4期特定健診等実施計画（令和6～10年度）」に基づく保健事業や特定健康診査・特定保健指導等を実施し、町民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりを促進します。
- ② 広報・啓発活動の推進や適正受診の促進、ジェネリック医薬品^{※9}の利用促進を図り、引き続き医療費の適正化に努めます。

2-6-2. 国民年金制度の周知徹底

未加入者及び保険料未納者の解消と年金受給権の確保のため、関係機関と連携し、国民年金制度についての理解を深めるための広報・啓発活動や相談等を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29年度 (実績値)	H35年度 (目標値)	R4年度 (実績値)	R10年度 (目標値)
ジェネリック医薬品使用率	%	83.5	85.0	90.0	91.0

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用に努めましょう。 ○国民健康保険制度や国民年金制度についての理解を深め、保険税・保険料の納付義務を果たしましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、国民健康保険制度や国民年金制度に関する広報・啓発活動等に協力しましょう。

※9 新薬の特許期間終了後に発売される、同等の成分・効き目で比較的安価な医薬品。

第3章 活力と交流あふれる 産業のまち

3-1. 農林業

目的と方針

豊富な食資源を誇る特色ある農業のまちとして、意欲ある担い手の育成をはじめとする農業振興施策について、産業連携を図りつつ、町一体となって推進するとともに、森林の持つ多面的機能の発揮に向け、計画的な森林整備を促進します。

現状と課題

わが国の景気は回復傾向にあるものの、少子高齢化に伴う労働人口の減少は、農業分野においても深刻な問題となっています。

このような中、全国の食料自給率（カロリーベース）が38%と低迷する一方で、北海道は全国1位の223%（令和3年度概算値）となっており、わが国の食料の安定供給に大きく貢献しています。

本町においても、農業人口は減少している一方で、認定農業者率^{※10}については90%以上を確保し、農業経営改善計画に基づく計画的な営農を続けています。

労働力不足を補うため、ほ場の大区画化や施設園芸作物の栽培が進むなど、営農形態が変化してきているほか、スマート農業^{※11}が開発・導入されています。今後は、この効果を検証し、さらなる取り組みを進めていくことが必要です。また、農業生産基盤の整備を進め、農作物の安定生産を確保することも重要であり、関係機関と連携した効果的な施策が求められるとともに、今後も進められる農産物の貿易自由化や国の農業政策の見直しなど、様々な課題への対応も求められます。

畜産については、貿易自由化による影響、多頭飼育化による労働力不足、飼料の高騰、担い手の高齢化や減少といった問題を抱

※10 農業経営体に占める認定農業者の割合。

※11 ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業。

えており、畜産関連施設の整備や家畜伝染病対策の強化など、安定した収入を確保するための取り組みが必要です。

本町では、令和5年度に農業振興のための総合的な指針として、「第9次上富良野町農業振興計画」を策定しました。

今後は、この計画等に基づき、意欲ある担い手の育成をはじめ、本町の主要産業である農業の維持・発展に向けた多面的な取り組みを町一体となって進めていく必要があります。

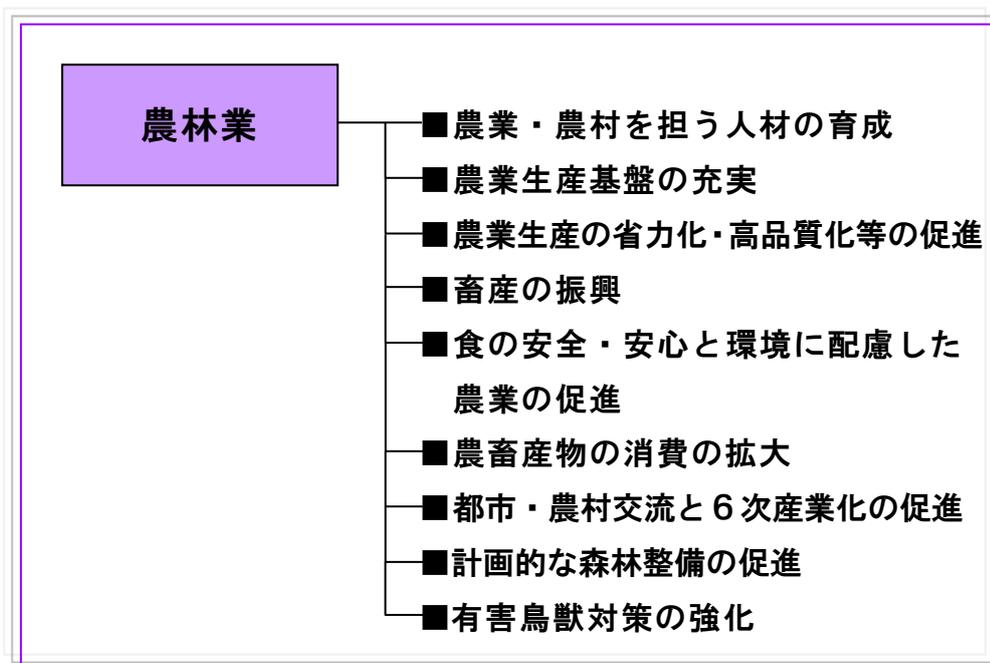
一方、林業については、町有林を含む民有林は約5,500haで、約7割が人工林となっており、このうち約8割が伐採の必要な時期を迎えています。

これらの森林は、木材の生産をはじめ、水源のかん養^{※12}や山地災害の防止、地球温暖化の防止などの多面的な機能を持ち、町民生活と深く結びついていることから、適正な管理・整備が必要です。

また、林業従事者の高齢化や若者の林業離れが進み、将来的な担い手不足が懸念されており、就業環境の向上が求められています。

有害鳥獣による農林産物被害については、ヒグマやエゾシカ、カラス等に加え、近年はアライグマによる被害が増大してきており、その対策の強化が求められています。

施策の体系



※12 水を蓄え、洪水を緩和したり、水質を浄化したりすること。

主要施策

3-1-1. 農業・農村を担う人材の育成

- ① 関係機関・団体と連携し、経営指導や情報提供の充実、利子助成など経営安定への支援等を行い、認定農業者の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化を支援します。
- ② 人材育成などの研修・講習の内容充実、町独自の支援事業の推進、新たな支援事業の検討・推進などにより、農業後継者・新規就農者の育成・確保を図ります。
- ③ 女性や高齢者が能力を發揮できるよう、経営への参画や就農環境の向上に向けた啓発・情報提供等を行います。

3-1-2. 農業生産基盤の充実

- ① 道営土地改良事業をはじめとする基盤整備を促進し、農地や農道、用排水施設等の整備を進めます。
- ② 日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）による農業の多面的機能の維持・發揮のための地域活動や営農活動を支援します。
- ③ 優良農地の保全と耕作放棄地の発生予防に向け、農地中間管理事業の活用等により、担い手への農地の集積を促進します。

3-1-3. 農業生産の省力化・高品質化等の促進

- ① スマート農業をはじめとする新技術導入に対する検証や情報収集を行い、これに基づき、国等の施策を活用した事業の展開を図ります。
- ② 農業所得の安定と向上を促すため、指定園芸作物や特産物の生産を支援します。
- ③ 国の米政策に対し、農業再生協議会と協力し、安定生産、高品質化等の取り組みを支援します。

3-1-4. 畜産の振興

- ① 草地整備や牛舎整備など畜産基盤の整備充実を図るほか、広域的連携のもと、串内牧場の適正運営・有効活用に努めます。
- ② 家畜伝染病の予防のため、防疫・衛生対策の強化を行い、安心して畜産が行える環境づくりに努めます。

3-1-5. 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

家畜排せつ物など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルの促進、有機栽培や低農薬栽培の促進、高度な生産工程管理の導入促進などを通じ、食の安全・安心と環境に配慮した農業を促進します。

3-1-6. 農畜産物の消費の拡大

- ① 各種イベントや農業者・関係団体等が行う直売活動の活用、商業施設や観光施設との連携、学校給食との連携等により、地産地消を促進し、町内における消費の拡大を促します。
- ② ホームページやマスコミの活用をはじめ、様々な媒体を通じた戦略的なPR活動を推進するとともに、農業者や関係団体が行う都市部等への出展活動やイベントへの参加を支援し、町外における消費の拡大を促します。

3-1-7. 都市・農村交流と6次産業化の促進

- ① 消費者との交流、農業と観光・交流の一体化に向け、農業・農村体験やグリーン・ツーリズム^{※13}の展開を促進します。
- ② 豊富な農畜産物を生かした6次産業化^{※14}をさらに促進するため、関係機関・団体と連携し、既存加工特産品の生産拡大と、消費者ニーズに即した新たな加工特産品の開発等を支援します。

3-1-8. 計画的な森林整備の促進

- ① 健全な森林の育成を図るため、森林組合と連携し、私有林の計画的な伐採作業を促進するとともに、収益性の向上に向け、造林・間伐等の保育作業の支援を行います。
- ② 森林が持つ多面的機能の発揮のため、町有林の下刈・間伐を含め、保全・整備を推進します。
- ③ 道や事業者と連携し、林業就業者の就業環境の向上を図ります。

※13 農山村における滞在型の余暇活動。

※14 第1次産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売やサービスの提供など、第2次、第3次産業まで踏み込むこと。

3-1-9. 有害鳥獣対策の強化

ヒグマやエゾシカ、カラス、アライグマなどによる農林産物被害を防止するため、地域での捕獲活動の充実促進など、有害鳥獣対策の強化を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
認定農業者率	%	90.9	95.1	94.2	95.5
農地所有適格法人数	法人	25	29	42	54
新規就農者数及び農業 後継者数 (計画期間中累計)	人	3	3	18	18
遊休農地	ha	0	0	11	0
農業生産額	百万円	8,910	9,000	9,200	9,220

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○地域で行われる、農地や農道、用排水施設等を保全する活動に参画しましょう。 ○町の農業への理解を深め、町内産農畜産物の購入機会を増やしましょう。 ○農畜産物を生かした加工特産品の開発に参画しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において、農地や農道、用排水施設等を保全する活動を行いましょう。 ○農業者は、行政や農業関係団体等による各種の支援を効果的に利用し、人材の育成や各種の農業生産活動・販売活動等の充実に努めましょう。 ○農業関係団体は、農業者が行う各種の農業生産活動・販売活動等を支援しましょう。 ○地域や団体、事業者は、町の農業への理解を深め、町内産農畜産物の購入機会を増やしましょう。 ○地域や団体、事業者は、農畜産物を生かした加工特産品の開発に取り組みましょう。 ○森林所有者は、森林組合と連携して森林経営計画を作成し、適正な森林施業を行いましょう。

3-2. 商工業

目的と方針

経済活動が地域内で循環する活力とにぎわいのあるまちづくり、雇用の場の確保に向け、商工業経営の安定化や新規開業等の支援、企業誘致に努めるとともに、産業連携を図りつつ、担い手の育成や地域ブランド開発などを進めます。

現状と課題

商工業は、人々の消費活動を支えるだけでなく、活気やにぎわい、住民同士の交流を生み出すものとして、まちづくりにおいて重要な役割を担っています。

経済センサスによると、町内の商工業事業者は産業分類別にみて、宿泊業や医療福祉系事業者など増加した一部の業種を除き、平成28年から令和3年までの5年間に113事業所が減少しています。

近年、人口減少や少子高齢化が加速し、地方経済の減退が叫ばれる一方で、ライフスタイルの多様化やコロナ禍による影響により消費者ニーズや買い物環境が急速に変化しました。これらの急速な変化に対応するため、今後よりいっそう迅速かつ的確に消費者ニーズを把握し、柔軟に対応することで流出が続く購買力のつなぎ止めに取り組んでいくことが重要になります。

また、事業者の安定経営、柔軟かつ確実な新規参入を促し、地域経済の底力をしっかり支えていく取り組みが今後も必要となります。

経営指導員や専門家によるサポート、行政・金融機関との連携による資金調達の円滑化を引き続き進めるとともに、年々深刻となる人材不足やニーズの多様化に應える取り組みが欠かせません。

これまで実施していた補助事業に加え、コロナへの支援策として中小企業再構築や新規開業支援事業を展開し、新たな事業者やコロナ禍で疲弊した事業者に対する支援を行い、国の施策と並行して下支えに取り組みましたが、当面の期間は回復と発展両面での取り組みが必要となってきます。

特に町特産品の振興については町特有の農畜産物、自然景観などの財産の価値をしっかりと認識し、町内外の消費者に魅力あふれる商品・サービスとして付加価値を高め、競争力の引き上げに取り組んでいかなければなりません。

このような中、本町では令和5年度に、これまでの取り組みと成果を踏まえ、「第3次上富良野町商業振興計画（令和6～10年度）」を策定しました。

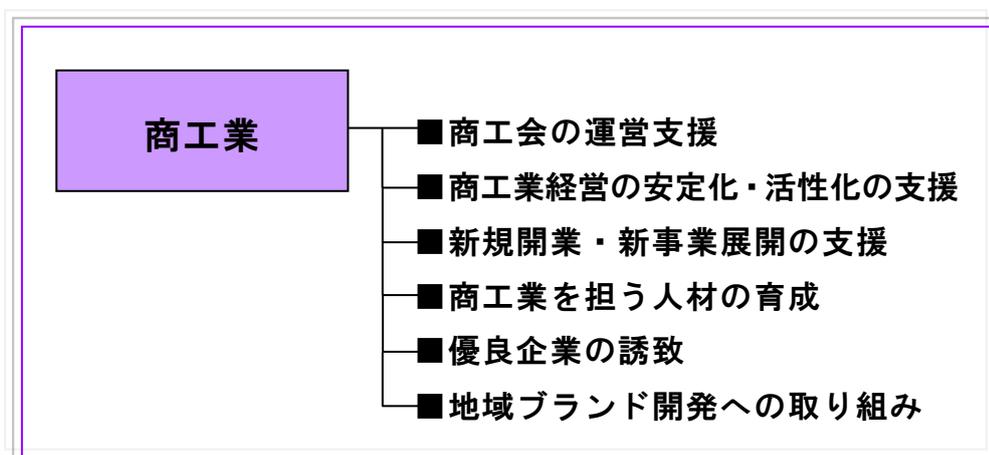
今後は、この計画に基づき、消費者ニーズへの対応、外部（町外）購買力の取り込み、創造性豊かなものづくりの推進に取り組んでいく必要があります。

また、産業の種類を問わず、後継者不足の問題も顕著であり、担い手の育成が将来のまちづくりにとって重要な課題となっています。

担い手といわれる若者世代の学習機会を増やし、また、業種の垣根を越えた交流を広げるなどのサポートを充実し、地域産業を盛りあげる取り組みが必要です。

一方、地元の産物を新たな製品・商品に育てる地域ブランド開発への取り組みは、地域の活性化を図る鍵として全国的に競争が激化しています。本町においても、恵まれた自然条件等を生かし、優良な農畜産物の生産が行われる中、地域ブランド開発への取り組みの芽が出始めています。今後は、さらなる戦略により開発を支援し、地域ブランドの確立を促していくとともに、ふるさと応援寄附制度等を活用するなど、積極的な情報発信に努めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

3-2-1. 商工会の運営支援

商工会の運営を支援し、商工業の振興に向けた各種活動を促進します。

3-2-2. 商工業経営の安定化・活性化の支援

- ① 商工業事業者が経営上必要な資金を円滑に調達できるよう、国・道・町の融資制度の周知と活用促進に努めます。
- ② 商工業事業者が安定して事業を継続できるよう、店舗の環境整備等に関する支援を行います。
- ③ 商工業経営の活性化に向け、商工業者の共同による販売活動や空き店舗の活用に向けた取り組みを支援します。
- ④ 広報・啓発活動等を推進し、町民の地元商店での商品購入や地場産品の購入を促します。

3-2-3. 新規開業・新事業展開の支援

新規開業や新たな事業展開に取り組む商工業事業者等に対し、設備投資等に関する支援を行い、産業振興、空き店舗の有効活用等を促進します。

3-2-4. 商工業を担う人材の育成

人材育成などの研修・講習の内容充実や産業連携の場の充実を図るほか、新たに就業する商工業後継者に対する奨励金の交付を行うなど、本町の商工業の担い手となる人材の育成を図ります。

3-2-5. 優良企業の誘致

企業の立地に関する優遇措置や補助制度の周知・活用を図るとともに、企業ニーズに応じた土地の紹介等を行い、優良企業の立地を促進します。

3-2-6. 地域ブランド開発への取り組み

- ① 推奨品認定制度の充実と活用促進に努めるほか、特産品開発に取り組む商工業事業者等に対し、開発や販売促進等に関する支援を行い、地域ブランドの確立、6次産業化を促します。
- ② ホームページやマスコミの活用をはじめ、様々な媒体を通じた戦略的なPR活動を推進するとともに、商工業事業者や関係団体が行う都市部等への出展活動やイベントへの参加を支援します。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
小売業の年間販売商品額	百万円	6,583 (平成28年)	7,000	4,235	7,000
新規開業・特産品開発補助事業の認定を受けた事業所数（計画期間中累計）	事業所	3	15	15	30
新規開業・特産品開発補助事業により開発した商品数（計画期間中累計）	商品	0	5	2	7
商工業者持続化補助事業の認定事業所数（計画期間中累計）	事業所	5	35	34	70
担い手サポート奨励事業の認定数（計画期間中累計）	人	0	5	0	5

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○町の商工業への理解を深め、地元商店での商品購入や地場産品の購入機会を増やしましょう。 ○団体や商工業事業者が行う地域ブランド開発やそのPR・出展活動に参画しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○商工会は、活動体制を充実させ、各種活動を活発に行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、商工業への理解を深め、地元商店での商品購入や地場産品の購入機会を増やしましょう。 ○商工業事業者は、行政や商工会等による各種の支援を効果的に利用し、経営の安定化・活性化や新規開業・新事業展開、能力の向上、後継者の育成・確保に努めましょう。 ○団体や商工業事業者は、地域ブランド開発やそのPR・出展活動を行いましょう。

3-3. 観光・交流

目的と方針

地元経済の活性化はもとより、観光・交流から移住への展開を見据え、ホスピタリティあふれる観光地づくりや複合的な機能を備えた拠点の整備を図るとともに、貴重な自然遺産の保全・活用と地域振興に向け、十勝岳ジオパークを積極的に推進します。

現状と課題

近年のわが国の観光の動向をみると、外国人観光客の増加や消費額の増加に伴い、観光産業が進展してきましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、外国人観光客の入国制限が行われ、インバウンド観光は大幅に縮小しました。また、国内の観光需要も大きく減少し、道内、町内の観光にも多大な影響を与えましたが、感染症対策の緩和などから少しずつ回復の兆しを見せています。

本町には、国立公園をはじめとする雄大で美しい自然環境・景観や豊富な食資源のほか、多くのラベンダー畑や関連施設、温泉やホテル・ペンション、日の出公園、後藤純男美術館、ラベンダーフェスタなどの祭り・イベント、サイクリングコースやフットパス、さらには十勝岳ジオパーク等々、多彩で魅力ある観光・交流資源があります。

本町では、こうした観光・交流資源を有効に活用し、観光を柱とした活力あるまちづくりを進めるため、平成30年度に第2次上富良野町観光振興計画を策定し、多様な観光ニーズに対応するため様々な取り組みを進めてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり十分な成果を得る状況にはなっておらず、さらなる施策の推進が求められています。

このような中、本町では令和5年度に、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、「第3次上富良野町観光振興計画（令和6～10年度）」を策定しました。

今後は、この計画に基づき、観光・交流人口の拡大による町経済の活性化はもとより、観光・交流から移住への展開を見据え、

ホスピタリティ^{※15}あふれる観光地づくりを町一体となって進めていくとともに、観光・交流及び町全体の活性化に向け、複合的な機能を備えた拠点の整備を検討していく必要があります。

また、本町及び美瑛町では、十勝岳の自然遺産を保全・活用し、地域振興を図るとともに、これらの活動を町民とともに持続的に進め、「十勝岳」や「波状丘陵・美しい丘」、「農業・土壌」、「防災」などをテーマとした十勝岳ジオパークの活動を推進しています。

十勝岳ジオパークは令和4年1月28日に地域資源の価値やこれまでの活動が認められ、日本ジオパーク認定地域となりました。

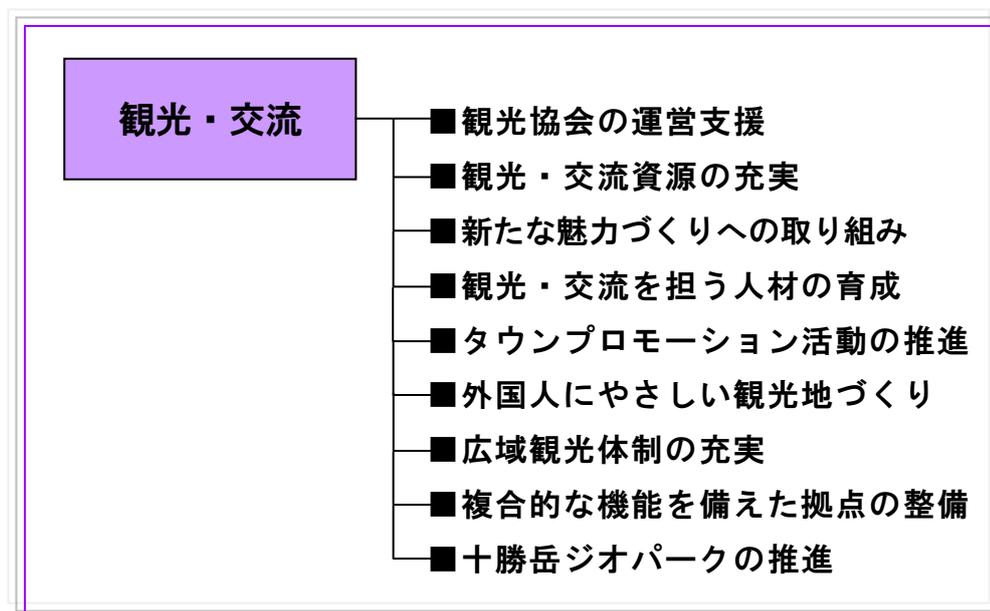
今後、さらに十勝岳地域の特色を活かしたジオツーリズムを通じ、貴重な自然遺産を次世代に引き継いでいくとともに、地域情報を広く発信し、将来にわたって文化的、経済的に持続可能な地域づくりの推進が求められます。

また、観光問題や環境保全などの地域課題、防災に関する先進事例をもとに「丘と火山がおりなす彩り」を基調とした、さらなる魅力に気づけるような展開と、この地域が協力して「火山と共生するまちづくり」を進めるために目標を掲げて積極的に取り組みを推進していく必要があります。

今後も、地域振興や郷土愛の醸成を進めるうえで、ジオパーク活動が有効であるという認識は変わらないことから、引き続き町民と協働しながら、持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

※15 おもてなしの心。

施策の体系



主要施策

3-3-1. 観光協会の運営支援

観光協会の運営を支援し、観光・交流の振興に向けた各種活動を促進します。

3-3-2. 観光・交流資源の充実

- ① 吹上温泉保養センター「白銀荘」などの町が管理・運営する観光・交流施設や観光スポットの適正な維持管理・改修等を行います。
- ② 関係団体等との協働のもと、ラベンダーフェスタなどの祭り・イベントの内容充実に努めます。
- ③ ラベンダー畑や関連施設、温泉やホテル・ペンション、後藤純男美術館をはじめとする民間が管理・運営する各施設・スポットについても、その整備充実に働きかけていきます。

3-3-3. 新たな魅力づくりへの取り組み

小説「泥流地帯」・「続泥流地帯」の映画化に向け、三浦綾子記念文学館、「泥流地帯」映画化を進める会との連携のもと制作への

支援を行うなど、既存観光・交流資源の視点を変えた活用や未利用資源の掘り起こしを進め、多方面にわたる新たな魅力づくりに取り組みます。

3-3-4. 観光・交流を担う人材の育成

町民や観光関連事業者、行政職員等を対象に、ホスピタリティの向上や観光ガイドの育成、オフシーズンプログラムの研究開発、外国人の受け入れ体制の強化などに関する研修会・ワーキング事業等を実施し、本町の観光・交流を担う人材の育成を図ります。

3-3-5. タウンプロモーション活動の推進

関係団体等との協働のもと、ホームページやマスコミ、ふるさと応援寄附制度など、様々な媒体や機会、手段を活用し、効果的・戦略的なタウンプロモーション活動^{※16}を推進します。

3-3-6. 外国人にやさしい観光地づくり

外国人観光客の誘致に向けた効果的な情報発信、パンフレットや案内板、飲食店メニュー等の多言語化の一層の充実を図り、外国人にやさしい観光地づくりを進めます。

3-3-7. 広域観光体制の充実

広域的連携のもと、プロモーション活動の推進や魅力あるツアーの企画・催行など、地域一体となった観光振興に取り組みます。

3-3-8. 複合的な機能を備えた拠点の整備

観光・交流及び町全体の活性化に向けた拠点として、特産品の販売、情報発信などの複合的な機能を備えた拠点施設として、道の駅についての検討を進めます。

3-3-9. 十勝岳ジオパークの推進

- ① 活動の推進母体である十勝岳ジオパーク推進協議会の体制強化を推進し、町民や来訪者にわかりやすい推進協議会の構築に努めます。

^{※16} 町の魅力や資源を内外に向けてアピールすることなどで、町への愛着と誇りを高めるとともに、町の知名度や好感度を上げ、町そのものを全国に売り込むこと。

- ② 養成講座を充実させ、ジオツーリズムの核となる専門的知識を持つ案内人であるジオパークガイドの養成を行い、質の高いジオツーリズム等を実践していきます。
- ③ 十勝岳ジオパークに関する出前講座の充実やイベントの開催を通じ、町民の意識高揚を図ります。
- ④ 上記の取り組み及び多様な分野におけるジオパーク活動を積極的に推進するとともに、日本ジオパークネットワークとの連携を強化します。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
観光入込客数	人	631,400	700,000	379,000	750,000
観光宿泊客数	人	76,100	80,000	63,000	80,000
訪日外国人宿泊客数	人	9,999	12,000	2,000	12,000
ジオパークガイド数	人	0	15	18	30
ジオパークツアー開催回数	回	0	2	3	5

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○小説「泥流地帯」・「続泥流地帯」の映画制作に協力しましょう。 ○研修会等に参加し、ホスピタリティの向上に努めるとともに、町の観光・交流振興に向けた多様な取り組みを検討し、実践しましょう。 ○ジオパークガイドとして活動しましょう。 ○十勝岳ジオパークに関する意識・知識を高め、地域や団体等が行う自主的なジオパーク活動に参画しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○観光協会は、運営体制を充実させ、各種活動を活発に行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、祭り・イベントの内容充実に協力しましょう。 ○観光関連事業者は、自らの観光・交流施設等の整備充実に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、小説「泥流地帯」・「続泥流地帯」の映画制作に協力しましょう。 ○地域や団体、事業者は、研修会等に参加し、ホスピタリティの向上に努めるとともに町の観光・交流振興に向けた多様な取り組みを検討し、実践しましょう。 ○地域や団体、事業者は、タウンプロモーション活動に協力しましょう。 ○地域や団体、事業者は、外国人にやさしい観光地づくりに協力しましょう。 ○地域や団体は、十勝岳ジオパークに関する意識・知識を高め、自主的なジオパーク活動を行いましょう。

3-4. 雇用対策

目的と方針

地元雇用の促進に向け、求人情報の提供や新規雇用に取り組む事業所への支援などに努めるとともに、働きやすい環境づくりに向けた啓発等に努めます。

現状と課題

近年、わが国の雇用情勢は、有効求人倍率^{※17}が 1.0 倍を超える状況が続いており、求職者より求人が多い状況となっています。

富良野地域においても、観光業を中心に雇用情勢は着実に改善してきていますが、新卒の新規採用や正規採用を行う事業者が少ないほか、求職と求人のミスマッチなどの問題もみられ、労働人口の都市部への流出、特に若者の流出が大きな課題となっています。

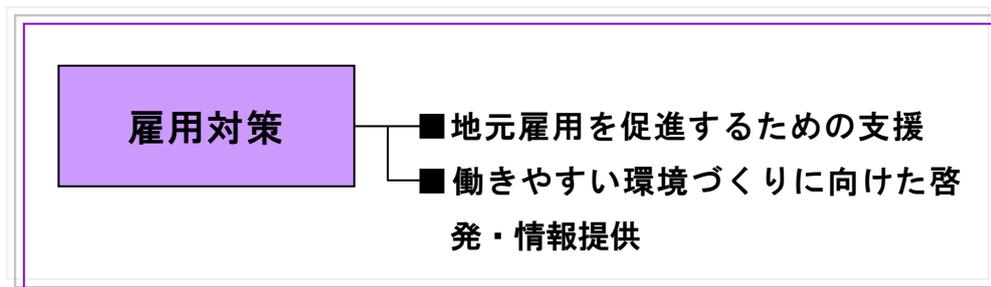
このため、本計画に掲げる各分野の産業振興施策の推進により雇用の場の確保を目指すほか、雇用に関する情報の提供や新規雇用に取り組む事業所への支援、奨学金返還助成制度など、若者の地元就職やU・Iターン^{※18}の促進につながる効果的な取り組みを積極的に進めていく必要があります。

また、就業者が働きやすい環境づくりに向け、事業所に対する啓発等を進めていく必要があります。

※17 ハローワークに登録している求職者に対する、求人を募集している企業からの求人数の割合。

※18 Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Iターンは出身地にかかわらず住みたい地域へ移り住むこと。

施策の体系



主要施策

3-4-1. 地元雇用を促進するための支援

- ① 地元事業所、関係機関、町が地域の雇用課題を共有するネットワークづくりを進めます。
- ② 地元事業所等と連携し、町独自で求人情報を作成するとともに、ハローワークふらのの求人情報とともに、町内主要箇所において迅速に提供します。
- ③ 関係機関との連携や広域的連携のもと、地元事業所に新規雇用や季節労働者の通年雇用に関する助成制度の活用を促し、町民の新規雇用や通年雇用を促進します。
- ④ 人材育成・能力開発に関する広域的な機関が行う各種教育訓練・講習の情報提供及び受講促進に努めます。

3-4-2. 働きやすい環境づくりに向けた啓発・情報提供

就業者が働きやすい環境づくりに向け、関係機関と連携し、地元事業所とともに多様な働き方の実現や仕事と育児・介護との両立をはじめ、「働き方改革」に関する取り組みや啓発・情報提供を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
町内就業者率	%	81.8 (平成27年)	85.0	80.4	85.0

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○求人情報を効果的に利用し、地元就職に努めましょう。 ○広域的な機関が行う訓練・講習を受け、就職に必要な能力・資格等を身につけましょう。 ○「働き方改革」に関する意識・知識を高め、充実した職業生活を送りましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は、関係機関や町とともに地域の雇用課題を共有しましょう。 ○事業者は、求人情報の作成に協力しましょう。 ○事業者は、助成制度を活用し、町民の新規雇用や通年雇用に努めましょう。 ○事業者は、「働き方改革」に関する意識・知識を高め、従業員が働きやすい環境づくりに努めましょう。

第4章 未来を拓く人を育む 教育・文化のまち

4-1. 学校教育

目的と方針

未来を切り拓く子どもたちの育成に向け、「生きる力」を育む教育活動の一層の推進を基本に、総合的な学校教育環境の充実を図るとともに、上富良野高等学校の存続に向けた取り組みを進めます。

現状と課題

少子化の急速な進行や養育環境の多様化に伴い子どもたちを取り巻く環境が大きく変化するとともに、情報化やグローバル化といった社会環境の変化が急速に進む中で、夢や希望をもち、様々な困難を乗り越え、多様な人と協働しながら、持続可能な社会の創り手として成長することができるよう、子どもたち一人一人の個性や能力を伸長するための教育を充実することを目指しています。

このように急速に変化する情勢の中、学校においては、基礎学力の向上を中心としながらも、特別支援教育やふるさと教育、道徳教育や体力づくりをはじめ、子どもの成長そのものをトータルでサポートする共に、情報化やグローバル化に対応できるよう、国際理解教育や情報教育、キャリア教育やSDGsの推進など、「人材教育」から「人財教育」へと転換していくことが求められています。

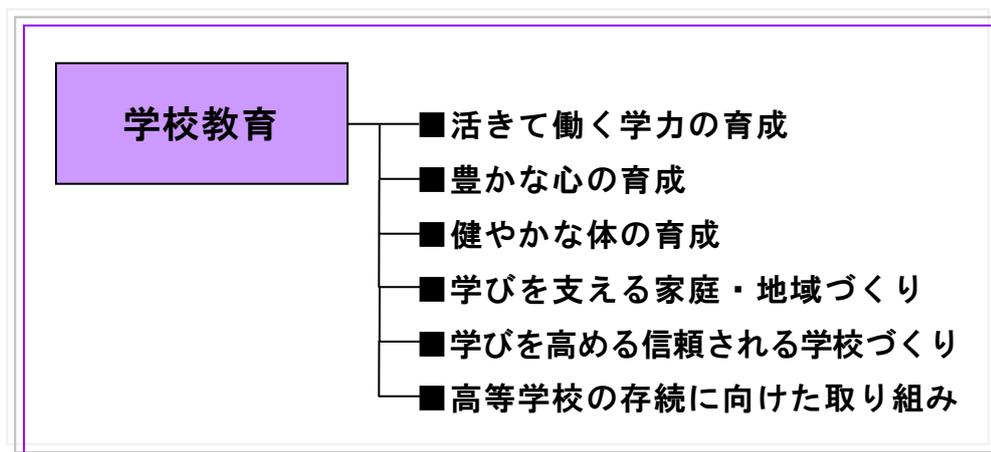
また、いじめや不登校、ヤングケアラーが全国的に大きな問題となっている中、学校、家庭、保健福祉分野、民間関係機関と、専門的な教育支援を行う教育支援センターが連携し、地域が一体となった多面的な支援が必要となっています。

このことから、本町では教育行政の総合的な指針として策定した「第2次上富良野町教育振興基本計画（平成31～令和10年度）」について、後半5年間を見据え計画の見直しを行いました。

今後は、見直した計画に基づき、また、新たな学習指導要領等を踏まえ、生きて働く学力や豊かな心、健やかな体などの「生きる力」を育む教育活動の一層の推進を基本に、コミュニティ・スクールの充実による学校と地域の連携・協働の促進、地域に根ざした特色ある学校づくり、これらを支える学校施設・設備の充実など、総合的な学校教育環境の充実を進めていく必要があります。

また、本町には、道立上富良野高等学校がありますが、本町の重要な教育施設であるとともに、教育環境の向上や町の活性化のために必要不可欠な存在であることから、その存続に向けた取り組みを町一体となって進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

4-1-1. 生きて働く学力の育成

- ① 子どもたちの確かな学力を育むために、各学校において、基礎・基本の確実な定着を一層図る指導方法を工夫するとともに「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進と、各種の調査結果を踏まえた継続的な検証改善サイクル確立を促進します。また、学習規律の早期定着を図るための学習支援員の配置を行います。
- ② 特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に対して、幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援が行われるよう、各学校間はもとより、学校と家庭、地域、関係機関等が連携して取り組む体制の整備を進めるとともに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめの細かな教育を推進します。また、個別支援体制の充実のための特別支援教育指導助手の配置、「すくらむかみふ¹⁹」の有効活用を図ります。
- ③ 文化や考え方の多様性を理解し、多様な人々と協働していく力や「持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた持続可能な社会づくりにつなげていく力など、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力を育成します。また、国際理解教育の充実に向け、ALT²⁰とのTT指導²¹や公開授業交流等による外国語教育の充実を図ります。
- ④ 情報社会に主体的に参画する態度や、情報モラルを含む情報活用能力をすべての子どもたちに身に付けさせるとともに、教員のICTを活用した授業力の向上に向けた取組を推進します。
- ⑤ 一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育てるキャリア教育²²の推進と主権者教育を充実します。

¹⁹ 子どもの成長の記録などを書き込み、保健・医療・福祉・教育などの関係機関による連携した支援を受けることができるようにするためのファイル。

²⁰ 外国語指導助手。

²¹ チームティーチング。複数の教師が協力して授業を行う指導方法。

²² 職業に関する知識や技能、進路を選択する能力を育てる教育。

4-1-2. 豊かな心の育成

- ① 教育活動全体を通じて、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育及び人権に対する正しい知識を深め、自他を尊重する態度を育成する人権教育の推進を図ります。
- ② ふるさとに対する興味・関心をもち、地域社会の一員としてまちづくりにかかわる人材を育てる取組を進めるとともに、アイヌの人たちの歴史や文化等に関する指導や北方領土に関する指導など、ふるさと教育の充実を図ります。また、教育の充実に向け、十勝岳を核としたジオパーク学習や火山防災学習、社会科副読本「かみふらの」の活用、三重県津市の安東小学校との姉妹校交流を通じた開拓の歴史や地域文化の学習を行います。
- ③ 上富良野町子どもの読書活動推進計画を踏まえ、学校・家庭・地域における読書活動を推進し、子どもの読書習慣の確立に努めるとともに、図書館や学校図書室における読書環境の充実を図ります。
- ④ 豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を深めさせるため、多様な体験活動や地域の特色を生かした体験活動を意図的・計画的に推進します。
- ⑤ 児童生徒が自分の考えをもち、表現しながら考えを形成・深化させたり、よりよい人間関係を形成したりすることができるよう、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等における言語活動の充実を図るとともに、コミュニケーション能力を高める学習活動の充実に向けた取組を促進します。
- ⑥ いじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に向け、教育支援センターと連携し、教育相談体制の充実や児童生徒の人間関係を築く力の育成、関係機関と連携した支援体制の整備・充実に取り組むとともに、ネット上のいじめなどインターネット上のトラブルから児童生徒を守る取組を推進します。

4-1-3. 健やかな体の育成

- ① 子どもたちの体力・運動能力の向上を目指し、学校における体育・保健授業の改善及び体力向上の取組を一層推進するとともに、学校、家庭、地域が一体となった児童生徒の運動機会の充実に向けた取組を支援します。
- ② 子どもたちの望ましい食習慣の定着を図り、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようにするため、心身の健康に関する知識や技能、適切な意思決定や行動選択などの資質や能力の育成を図るとともに、学校、家庭、地域が連携した食育の取組を支援し、安全・安心な学校給食の提供、地場産物を活用した学校給食の充実と衛生管理を徹底します。
- ③ 健康教育の充実に向け、心身の健康を守るための知識と意識を身につける学習や「かみふっ子健診」との連携、食育・運動と協調した健康教育を行います。

4-1-4. 学びを支える家庭・地域づくり

- ① 子どもの望ましい生活習慣の定着に向けた取組を促進するとともに、市町村や関係団体、企業等との連携・協働による地域における家庭教育支援活動の支援と家庭の教育力の向上を図ります。
- ② 学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えるため、町内4校における学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携し、地域の教育力を活かした学校づくりを推進するとともに、地域の特色を活かした子どもの活動拠点づくりを推進します。
- ③ 就学に係る経済的支援の推進や相談機能の充実、多様な学習機会の提供や子どもの居場所づくりなど、教育環境の向上のための取組の充実を図ります。

4-1-5. 学びを高める信頼される学校づくり

- ① 園児及び児童生徒の発達段階に応じた系統的な学びの充実や円滑な学校生活への移行と、幼小中間の接続を意識したカリキュラムの編成・実施や小1プロブレム、中1ギャップ等の課題解決を図るため、認定こども園・小学校・中学校間の連携を組織的に

促進します。

- ② 信頼され開かれた学校づくりを目指し、「社会に開かれた教育課程」の編成・実施・評価を通し、学校改善を保護者・地域とともに進める学校づくりを推進します。
- ③ 教員の授業力や児童生徒理解力、コミュニケーション能力等の資質・能力の向上に向けて、各種研修の充実を図ります。
- ④ 時代の変化に応じ多様化する教育内容・指導方法の変化や温暖化による猛暑などから、安全・安心な学習・生活環境を確保するため、学校施設・設備の整備を図ります。
- ⑤ 将来の教育環境のあり方を検討するとともに、学校や給食センターなどの施設についても今後の方向性を検討していきます。
- ⑥ 学校の組織運営体制の改善・充実を図り、教職員の子どもたちと向き合う時間の確保に向けた業務改善を進めるとともに、服務規律、法令遵守の徹底や健康管理にむけた取組を推進します。
- ⑦ 児童生徒が犯罪や交通事故、自然災害等から身を守ることができるよう、必要な知識を身に付けるなど危機対応能力を育成するとともに、学校・家庭・地域社会が連携した取組を通じて、学校の安全確保対策を推進します。

4-1-6. 高等学校の存続に向けた取り組み

- ① 高校生が地域づくりに参画する活動や、将来に向けた資格取得など、特色ある教育活動を支援します。
- ② 入学準備金や通学費、就学支援金の交付、学校のPRなど、上富良野高等学校存続に向けた取り組みを進めます。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
特別支援教育の学年・学校間の引き継ぎでの「すくらむかみふ」活用率	%	24.0	100	72.5	100
教育用 I C T 機器の整備率（機器 1 台に対する児童・生徒数）	人	4.3	3.0	0.86	1.0
認定こども園との連携によるスタートカリキュラム作成小学校数	校	0	3	3	達成

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○学校や地域と連携し、子どもの食育に取り組みましょう。 ○家庭教育の充実に努めましょう。 ○コミュニティ・スクールについて関心を高め、学校運営に参画・協働しましょう。 ○地域や団体で行う子どもの居場所づくりや放課後・土曜日等の学習サポートに参画しましょう。 ○上富良野高等学校の存続に向けた取り組みに参画しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○団体や事業者は、キャリア教育や体験活動の機会を提供しましょう。 ○地域において、学校や家庭と連携し、子どもの食育に取り組みましょう。 ○地域や団体は、コミュニティ・スクールについて関心を高め、学校運営に参画・協働しましょう。 ○地域や団体は、子どもの居場所づくりや放課後・土曜日等の学習サポートを行いましょ。 ○地域や団体、事業者は、町と連携し、上富良野高等学校の存続に向けた取り組みを行いましょ。

4-2. 社会教育

目的と方針

町民一人ひとりが自ら学び、活動し、その取り組みが本町のまちづくりに生かされる生涯学習社会の形成に向け、総合的な学習環境づくりを進めます。

現状と課題

すべての人々が、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を生かすことができる生涯学習社会の形成が求められています。

本町では、町民一人ひとりに生涯にわたって自発的に学ぶ機会を提供し、豊かな心と健やかな体を育み、うるおいのあるまちづくりを進めるため、家庭と地域の教育力の向上や青少年の健全育成に向けた取り組み、幼児から高齢者までの各世代における様々な講座や教室等の開催などに努めてきました。

しかし、社会やライフスタイルの変化等により、人と人のつながりの希薄化が顕著化・深刻化する中、社会的包摂とその実現を支える地域コミュニティが一層重要であるとともに、生涯の各期における学習課題はますます多様化し、複雑化しているほか、講座や教室等への参加者の固定化や減少、町民主導型への移行の遅れといった状況もみられます。

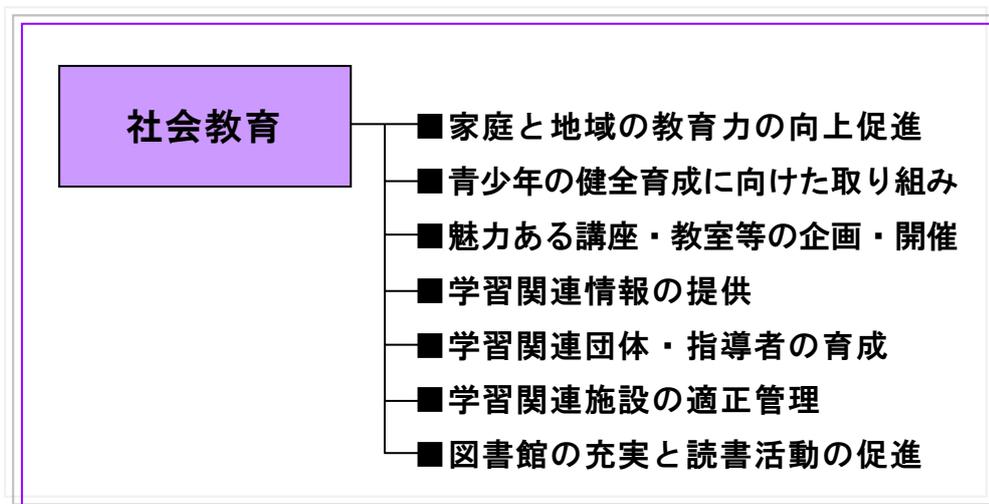
すべての町民が自ら学び、活動し、その取り組みが本町のまちづくりに生かされるよう、社会教育人材（社会教育主事や社会教育士）を継続して配置し、「開かれ、つながる社会教育の実現」が求められています。

また、図書館においては、より多くの町民が読書に親しめるよう、専門職員である「図書館司書」を配置し、蔵書の充実など機能の強化や施設の整備充実などが求められています。

このような中、本町では平成30年度に策定した「上富良野町教育振興基本計画（平成31～令和10年度）」を見直し、また、第10次社会教育中期計画（令和6～10年度）を策定したほか、子どもの読書活動の促進に向け、「第4次上富良野町子ども読書推進計画（令和6～10年度）」を策定しました。

今後は、これらの計画に基づき、家庭・地域の教育力の向上や青少年の健全育成に向けた効果的な取り組みを進めるとともに、町民の学習ニーズを常に把握しながら、特色ある講座（地域資源を生かした郷土学習）や体験活動、教室等の開催、図書館や読書活動の充実などを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

4-2-1. 家庭と地域の教育力の向上促進

- ① 「早寝・早起き・朝ごはん運動」の普及・啓発等による生活リズムの定着促進、家庭教育に関する多様な学習や交流の機会を提供し、家庭の教育力向上を促します。
- ② PTA 連合会の活動を通じて保護者同士のつながりを深めるとともに、青少年健全育成をすすめる会や放課後クラブ・スクールの活動を通じて、こどもの安全安心の体制づくりを継続し、地域における教育力の向上を促します。

4-2-2. 青少年の健全育成に向けた取り組み

青少年健全育成をすすめる会や子ども会育成協議会、青少年団体協議会等の関係機関・団体の活動を通じて、健全育成に関する意識啓発や非行の防止、子ども会活動の活性化、青少年の体験・交流活動やボランティア活動等への参画促進などに努めます。

4-2-3. 魅力ある講座・教室等の企画・開催

町民の学習ニーズを的確に把握しながら、また十勝岳ジオパーク推進協議会や大学、事業者等とも連携しながら、公民館講座やマイプラン・マイスタディ講座、いしずえ大学をはじめとする既

存の講座や教室等の充実を核に、特色ある講座（地域資源を生かした郷土学習）や体験活動、教室等の企画・開催を図ります。

4-2-4. 学習関連情報の提供

町民の自主的な学習活動を支援するため、町民が必要とする学習関連情報の収集・提供に努めます。

4-2-5. 学習関連団体・指導者の育成

- ① 町民の学習活動の一層の活発化を促すため、社会教育団体や自主的な学習団体・サークルの育成・支援に努めます
- ② 町民の多様なニーズに応えるため、社会教育人材（社会教育主事や社会教育士）の育成・確保に努めます。

4-2-6. 学習関連施設の適正管理

デジタル社会の進展への対応や老朽化への対応、安全性の確保等を見据え、社会教育総合センターや公民館など学習関連施設の機能が十分に果たされるよう適正な維持管理・改修等を計画的に進めます。

4-2-7. 図書館の充実と読書活動の促進

- ① 図書館について、より多くの町民が読書に親しめるよう、専門職員である「図書館司書」を配置し、町民ニーズに即した蔵書の充実やボランティアと連携した多様な図書館事業の推進など、読書活動の拠点としての機能強化とともに、施設・設備の適正な維持管理・改修等を進めます。
- ② 「第4次上富良野町子ども読書推進計画」に基づき、子どもの読書活動の一層の活発化に向けた取り組みを推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
生涯学習講座実施回数	回	20	25	24	28
生涯学習団体数	団体	29	35	29	29
生涯学習団体登録者数	人	516	600	514	514
生涯学習施設利用者数	人	241,481	265,000	152,203	153,000
図書館事業開催回数	回	235	250	218	250

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○「早寝・早起き・朝ごはん運動」等に取り組み、子どもの生活リズムを整えましょう。 ○家庭教育の大切さを認識し、積極的に取り組みましょう。 ○地域や団体が行う地域学校協働活動に参画しましょう。 ○青少年健全育成団体に加入し、活動に参画しましょう。 ○町の講座・教室等を効果的に利用し、学習活動等に意欲的に取り組み、その成果を日常生活などに役立てましょう。 ○学習関連情報を入手し、学習活動に生かしましょう。 ○社会教育団体や学習団体・サークルに加入し、活動に参画しましょう。 ○指導者として、学習活動を支援しましょう。 ○図書館ボランティアとして活動しましょう。 ○読書に親しむ機会を増やすとともに、子どもの読書を促しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、地域学校協働活動を行いましょう。 ○青少年健全育成団体は、活動体制を充実させ、活発な活動を行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、町の講座・教室等を効果的に利用し、学習活動等に意欲的に取り組み、その成果を地域づくりや事業活動などに役立てましょう。 ○事業者は、町の講座・教室等の企画・開催に協力しましょう。 ○社会教育団体や学習団体・サークルは、活動体制を充実させ、活発な活動を行いましょう。 ○地域や団体は、子どもの読書を促しましょう。

4-3. スポーツ

目的と方針

すべての町民が日常的にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ活動の場と機会の充実を図ります。

現状と課題

わが国では、すべての人々が自発的にスポーツに取り組んで自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と絆の強い社会を創ることを目指し、第3期スポーツ基本計画を策定し、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指す取り組みを進めています。

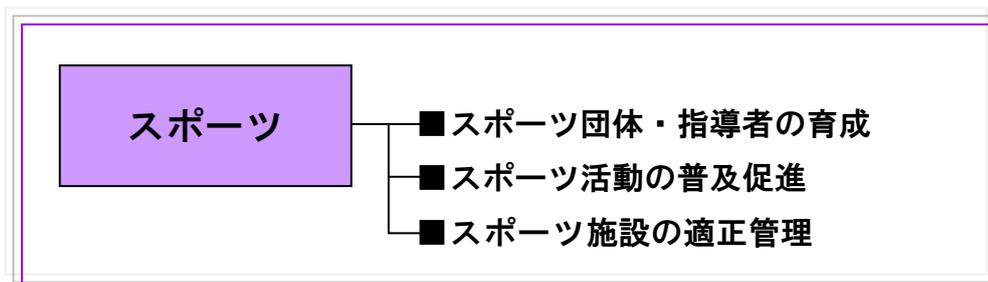
本町は、各種のスポーツ活動が盛んなまちで、スポーツ協会やスポーツ少年団に加盟する数多くのスポーツ団体や総合型地域スポーツクラブが、運動公園をはじめとする各スポーツ施設を利用し、活発な活動を行っています。町では、これらスポーツ団体の育成・支援をはじめ、スポーツ施設の整備充実、各種スポーツ大会・教室の開催など、スポーツの振興に向けた各種の取り組みを行っています。

しかし、近年、健康志向の高まりなどから、町民のスポーツに対する関心が高まる一方で、若者のスポーツ離れが進むなど、スポーツを取り巻く環境は大きく変化してきており、町民一人ひとりがそれぞれの年齢や体力に応じたスポーツ活動に取り組み、生活の一部として定着させることができる環境づくりが一層求められています。

また、近年、児童、生徒の活躍が増えており費用面での助成を求める声もあります。そうした「がんばるかみふっこ」を費用面で支える仕組みの拡充や「部活動の地域移行」を学校と地域全体で考え、地域で部活動を支える機運の醸成や、保護者の負担軽減を含めた体制づくりが必要です。

これらを含め、スポーツ団体の育成や指導者の育成・確保、スポーツ大会・教室の充実を図るとともに、老朽化が進むスポーツ施設の適正管理などに努める必要があります。

施策の体系



主要施策

4-3-1. スポーツ団体・指導者の育成

- ① 市民の自主的なスポーツ活動の一層の活発化を促すため、スポーツ協会やスポーツ少年団の育成・支援を行います。
- ② 総合型地域スポーツクラブが自主的かつ安定的に運営されるよう、指導・助言など側面からの支援を行います。
- ③ 市民の多様なニーズに応えるため、スポーツ推進委員などのスポーツ活動の指導者の育成・確保に努めます。
- ④ 部活動の地域移行に向け、学校、地域の機運醸成や指導者の育成・確保に努めます。

4-3-2. スポーツ活動の普及促進

- ① 市民のスポーツへの関心を高めるため、スポーツに関する広報・啓発活動や情報提供を行います。
- ② スポーツ協会やスポーツ推進委員と連携し、各種スポーツ大会・教室等の内容充実及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。
- ③ 地域スポーツ推進員の活動を促進し、地域ごとのスポーツ活動の活発化を促します。

- ④ 十勝岳ジオパークを推進する視点から、スポーツ協会加盟団体による「ジオ登山」の実施など、スポーツ団体による自主的なジオパーク活動を促進します。

4-3-3. スポーツ施設の適正管理

老朽化への対応や安全性の確保等を見据え、運動公園をはじめとするスポーツ施設の適正な維持管理・改修等を計画的に進めるとともに、学校体育施設の有効活用を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
スポーツ団体数	団体	88	95	58	58
スポーツ団体登録者数	人	2,363	2,500	1,603	1,600

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ団体・クラブに加入し、スポーツ活動に取り組みましょう。 ○指導者として、スポーツ活動を支援しましょう。 ○スポーツへの関心を高め、日常的にスポーツに親しみましょう。 ○各種スポーツ大会・教室に参加しましょう。 ○地域で行うスポーツ活動に参加しましょう。 ○スポーツ団体・クラブが行うジオパーク活動に参画しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ団体・クラブは、活動体制を充実させ、活発な活動を行いましょう。 ○スポーツ団体・クラブは、指導者の育成・確保を図りましょう。 ○スポーツ団体・クラブは、行政と連携し、スポーツ大会・教室の内容充実や運営体制の充実を図り、町民の参加を促進しましょう。 ○地域は、スポーツ推進体制を充実させ、活発な活動を行いましょう。 ○スポーツ団体・クラブは、自主的なジオパーク活動を行いましょう。

4-4. 文化芸術

目的と方針

心豊かな活力ある町民生活の実現と地域文化の継承に向け、町民主体の文化芸術活動の活発化を促進していくとともに、有形・無形の貴重な文化財の保存・活用を図ります。

現状と課題

文化芸術は、人々に生きる喜びや感動をもたらすだけでなく、相互に理解し尊重し合い、多様性を受け入れることができる心豊かな活力ある社会づくりに欠かせない重要な要素です。

本町では、文化連盟に加盟する文化団体が中心となって、多様な文化芸術活動が行われています。町では、これら文化団体の育成・支援をはじめ、文化芸術を鑑賞する機会の提供や総合文化祭の開催等による発表の場の提供など、文化の振興に向けた各種の取り組みを行っています。

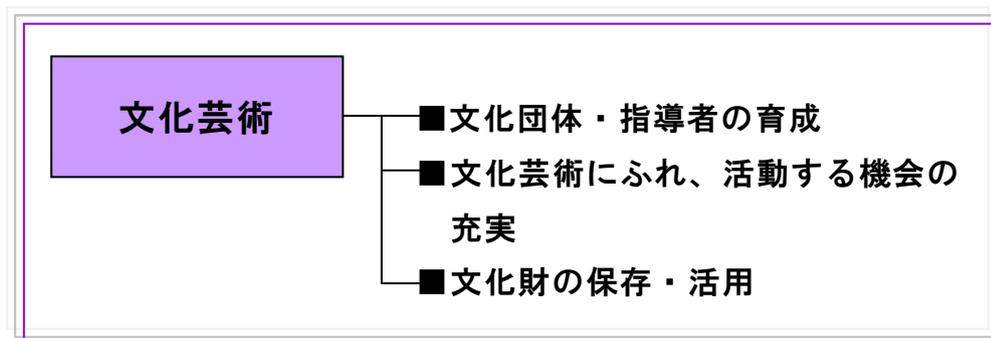
しかし、文化芸術活動への参加者の減少や高齢化、若者の参加率の低下といった状況もみられ、今後は、世代を問わずだれもが気軽に文化芸術にふれ、楽しみ、持続可能な活動ができる環境づくりを一層進めていく必要があります。

一方、文化財は、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきものであり、地域住民のかけがえのない財産です。

本町には、「東中尋常高等小学校御真影奉置所」をはじめとする文化財や「安政太鼓」、「清流獅子舞」、「清流太鼓」などの伝統芸能が残されているほか、町の開拓や十勝岳の噴火の歴史、十勝岳ジオパークなどに関する資料等を展示する郷土館や開拓記念館があります。

これらの文化財や施設は、町民の郷土への愛着と誇りを高めるとともに、本町の歴史や文化・風土を内外に発信するうえで大きな役割を担っていることから、専門職員である「学芸員」を配置し、適切な保存・活用や展示等に努め、町内外の多くの人々が本町の歴史や文化に親しめる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

4-4-1. 文化団体・指導者の育成

- ① 町民の自主的な文化芸術活動の一層の活発化を促すため、また持続可能な文化活動を推進するため、文化連盟をはじめとする各種文化団体の育成・支援を行います。
- ② 町民の多様なニーズに応えるため、文化芸術活動の指導者の育成・確保に努めます。

4-4-2. 文化芸術にふれ、活動する機会の充実

- ① 自主企画芸術鑑賞事業への支援や児童を対象とした芸術鑑賞会の開催等を行い、多様な文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めます。
- ② 総合文化祭の開催や広域的な文化団体交流会への参加支援、「小さな美術館」の開催支援等を行い、文化芸術活動の成果を発表する機会の充実に努めます。

4-4-3. 文化財の保存・活用

- ① 町指定の有形文化財について、地域や関係団体等との協働のもと、適正な保存・活用を図ります。
- ② 伝統芸能について、伝承・保存活動団体への支援等を行い、伝承・保存に努めます。
- ③ 専門職員である「学芸員」を配置し、郷土館及び開拓記念館について、町民の郷土意識の高揚や郷土学習の機会の充実、観光的活用の充実、十勝岳ジオパークのさらなる推進に向け、運営及び展示内容の充実を図ります。

- ④ 学芸員を中心に、郷土史の調査・研究活動等に主体的に取り組む団体への支援を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
郷土館・開拓記念館入場者数	人	1,230	1,800	1,379	1,800

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○文化団体に加入し、文化芸術活動に取り組みましょう。 ○指導者として、文化芸術活動を支援しましょう。 ○芸術鑑賞に関する事業に参加し、多様な文化芸術を鑑賞しましょう。 ○総合文化祭や広域的な文化団体交流会等に参加し、活動の成果を発表しましょう。 ○文化団体が行う自主的なジオパーク活動に参画しましょう。 ○文化財への理解を深め、有形文化財の保存・活用や伝統芸能の伝承・保存に協力しましょう。 ○郷土館や開拓記念館を利用し、郷土の歴史に関する意識・知識を高めましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○文化団体は、活動体制を充実させ、自主的な文化芸術活動を行いましょう。 ○文化団体は、指導者の育成・確保を図りましょう。 ○文化団体は、総合文化祭や広域的な文化団体交流会等に参加し、活動の成果を発表しましょう。 ○文化団体は、自主的なジオパーク活動を行いましょう。 ○地域や団体は、文化財への理解を深め、有形文化財の保存・活用に協力しましょう。 ○伝統芸能の伝承・保存団体は、活動体制を充実させ、活発な活動を行いましょう。 ○郷土史の調査・研究活動等を行う団体は、活動体制を充実させ、活発な活動を行いましょう。 ○地域や団体は、郷土館や開拓記念館を利用し、郷土の歴史に関する意識・知識を高めましょう。

第5章 発展を支える生活基盤が 整ったまち

5-1. 土地利用

目的と方針

持続可能な住みよいまちを創造するため、土地利用関連法等に基づき、適正な土地利用を促進するとともに、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な機能を適正に誘導し、それぞれの機能のバランスがとれたまちづくりを進めます。

現状と課題

土地は、私たちの生活をはじめ経済活動などあらゆる活動の共通の基盤であると同時に、限られた貴重な資源であり、地域の持続的発展には、適切かつ有効に利用していくことが必要です。

土地利用にあたっては、「国土利用計画法」をはじめ、「自然公園法」や「森林法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「都市計画法」などの土地利用関連法に基づいた自然環境や優良農地の保全、市街地の秩序ある整備、未利用地の利活用を進め、開発、整備、保全の均衡を保ちつつ、合理的で計画的なまちづくりが求められています。

このような中、北海道では、人口減少・少子高齢化の進行や経済・雇用の低迷をはじめとする厳しい社会情勢を踏まえ、持続可能な地域づくりに向け、令和元～2年に都市計画区域マスタープラン第2回定時見直しが実施されました。

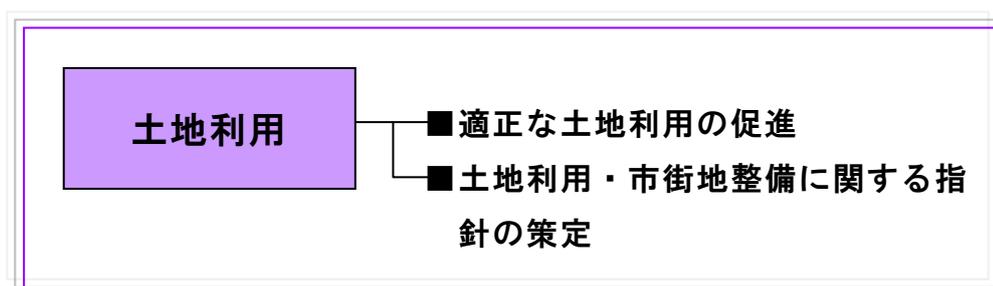
本町では、「上富良野町都市計画マスタープラン『どうしようもなく上富が好き』」を平成11年度に策定してから24年が経過し、見直しの時期を迎えています。

国では、都市計画と公共交通を連携した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを重点施策としており、また、「都市再生特別措置法」の改正により国による都市再生整備

計画への支援は、立地適正化計画^{※40}の策定が前提とされています。

今後は、このような状況を踏まえ、本町の将来を見据えた新たな都市計画マスタープランと立地適正化計画を策定し、持続可能な住みよいまちをつくっていく必要があります。

施策の体系



主要施策

5-1-1. 適正な土地利用の促進

土地利用関連法や関連計画等についての周知に努めるとともに、これらに基づく適正な規制・誘導を行い、無秩序な開発の未然防止や土地利用区分に応じた土地利用への誘導を図ります。

5-1-2. 土地利用・市街地整備に関する指針の策定

国の重点施策「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくり、北海道の都市計画区域マスタープランを踏まえ、地域や関係団体、事業者の参画・協働のもと、令和10年度を目途に「上富良野町立地適正化計画」と「第2次上富良野町都市計画マスタープラン」を策定します。

町民に期待される主な役割

町 民	○土地利用関連法や関連計画等に関する知識を高め、適正な土地利用や市街地整備に協力しましょう。 ○土地利用・市街地整備に関する新たな指針の策定に参画・協働しましょう。
地域・団体 ・事業者	○地域や団体、事業者は、土地利用関連法や関連計画等に関する知識を高め、適正な土地利用や市街地整備に協力しましょう。 ○地域や団体、事業者は、土地利用・市街地整備に関する新たな指針の策定に参画・協働しましょう。

5-2. 道路・公共交通

目的と方針

町民の利便性・安全性の向上と観光・交流の振興に向け、国道・道道の整備促進、町道・橋梁の整備を進めるとともに、公共交通の維持・充実を図ります。

現状と課題

道路や公共交通は、便利で快適・安全な住民生活や活力ある産業活動、地域間の連携・交流を支えるとともに、災害時には避難や物資輸送等により人々の命を守る重要な社会基盤です。

本町の道路網は、町を縦断する国道 237 号、道道 9 路線、町道 432 路線によって構成されています。

国道・道道については、町民生活に欠かせない主要な幹線道路であるとともに、観光スポットにつながる重要な道路であり、安全性・利便性はもとより、景観など地域性に配慮した計画的な整備が望まれます。

また、地域高規格道路の旭川十勝道路が整備・計画中であり、富良野道路が平成 30 年度に開通、富良野北道路が事業中であり、令和 5 年度には中富良野～上富良野間が計画段階評価となりましたが、早期の全線開通が望まれています。

町道については、国道・道道を補完し、町内地域間の移動が安全・安心・円滑に行えるよう、必要性や優先順位、交通事情等を考慮した計画的な整備が求められるとともに、快適な道路環境を維持するため適正な管理が必要です。

また、本町には、数多くの橋梁がありますが、それらの多くは老朽化が進んでおり、今後、順次修繕等を行い、長寿命化を図っていくことが必要です。

一方、公共交通機関である旭川市・富良野市間を結ぶ JR 富良野線については、平成 28 年度に JR 北海道より「単独では維持することが困難な線区」とされ、鉄道を持続的に維持する仕組み

づくり等についての協議をしていく中で、JR 北海道が主導となりアクションプランを計画し改善に向け取り組んできましたが、抜本的な改善策の提示は先送りされることとなりました。

同区間は、乗客の大半が通勤や通学で利用するなど、地域住民にとって必要不可欠な「生活の足」であるほか、観光目的での利用も多く、近年増加している外国人観光客の受け入れにおいても、大量輸送が可能な鉄道の存続は欠かせないものであることから、その維持・存続に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、町営バスについては、路線は十勝岳線のみで、令和4年度の利用者数は10,038人、1便あたりの利用者数は3.4人となっています。

十勝岳線は、町の主要観光地である十勝岳温泉への公共交通機関であることから、町民のほか、JRなど他の公共交通機関を利用した観光客も利用する路線です。

このため、運営の改善や利便性の確保はもとより、路線の維持について、十勝岳温泉への誘導策として観光行政と一体となった取り組みが必要です。

高齢者、障がい者の地域内における交通手段として運行している予約型乗合タクシーについては、登録者、実利用者ともに増加するなど定着化が進んでおり、今後も増加が見込まれることから、利用実態の把握、利便性の確保に努めていく必要があります。

施策の体系

道路・公共交通

- 国道・道道の整備促進
- 町道の整備と適正管理
- 橋梁の長寿命化
- 冬道の安全確保に向けた取り組み
- JR富良野線の維持・存続に向けた取り組み
- 地域内公共交通の維持・充実

主要施策

5-2-1. 国道・道道の整備促進

- ① 国道 237 号及び道道について、安全性・利便性をはじめ、景観など地域特性に配慮した整備を関係機関に要請していきます。
- ② 地域高規格道路である旭川十勝道路について、沿線市町村等と連携し、早期の全線開通を関係機関に要請していきます。

5-2-2. 町道の整備と適正管理

- ① 長期的展望のもと、「上富良野町道路等整備計画」の更新を行いながら、町道の整備を計画的・効率的に進めるとともに、地域や関係団体と協働しながら、定期的なパトロールや適正な維持管理を行い、長寿命化に努めます。
- ② 町民の利用が多い施設周辺の道路や通学路について、歩行者が安心して通行できるよう、歩道の新設や拡幅などを進めます。

5-2-3. 橋梁の長寿命化

「上富良野町の橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の修繕や架替え等を実施し、長寿命化を図ります。

5-2-4. 冬道の安全確保に向けた取り組み

積雪状況に応じた効率的かつ安全な除排雪や、冬期における交差点や歩道等の滑り止め対策など、冬道の安全確保に向けた取り組みを行います。

5-2-5. JR 富良野線の維持・存続に向けた取り組み

JR 富良野線（旭川市・富良野市間）について、関係機関と連携しながら、沿線5市町村で組織する「JR 富良野線連絡会議」を通じて、路線の維持・存続に向けた取り組みを進めます。

5-2-6. 地域内公共交通の維持・充実

- ① 町営バス十勝岳線について、十勝岳温泉への観光客の増加を見据え、観光行政と一体となった利便性の確保、路線の維持に努めます。

- ② 予約型乗合タクシーについて、高齢者、障がい者の地域生活に必要な交通手段として維持するとともに、利便性の確保に努めます。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
町道舗装率	%	52.4	52.8	52.9	53.3
町道における歩道設置延長	m	29,482	29,732	29,706	30,092
町営バス十勝岳線利用者数	人	8,433	10,000	10,038	10,000

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○道路の破損状況等について行政に情報を提供しましょう。 ○地域や団体で行う道路の除草や清掃等の維持管理活動に参画しましょう。 ○公共交通の維持に関する意識を高め、利用頻度を高めましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、道路の破損状況等について行政に情報を提供しましょう。 ○地域や団体は、道路の除草や清掃等の維持管理活動を行いましょう。 ○地域や団体、事業者が一体となって、公共交通の維持に関する意識を高め、利用頻度を高めましょう。

5-3. 情報化

目的と方針

町民サービスの向上と自治体運営の効率化、町全体の活性化に向け、さらなる情報化を進めていくとともに、情報セキュリティ対策の強化や情報化を支える人材の育成を図ります。

現状と課題

様々な情報通信機器・サービスの普及により、情報通信環境はさらに向上を続けており、今やICTの利活用は生活になくてはならないものとなっています。

本町ではこれまで、電子自治体の構築に向けた各種システムの整備や更新など、行政内部の情報化を積極的に進めてきました。

また、地域の情報通信基盤として、光ファイバ及びFWA^{※23}方式により、町全域で高速・大容量のインターネットを利用できる環境を整備したほか、主要な公共施設をはじめ防災・観光拠点において、公衆無線LAN^{※24}環境を整備しています。

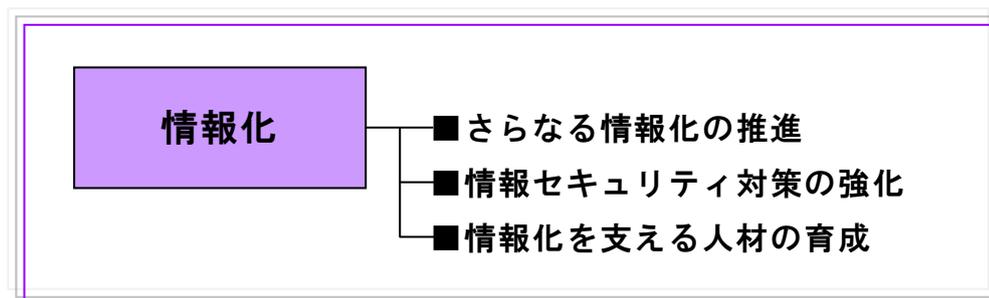
また、近年では、マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報・行政情報の適正な管理や行政事務の効率化、各種システムの安定稼働と情報セキュリティ対策の強化などに取り組んできたほか、電子申請システムの本格稼働を行いました。

しかし、今後、情報サービスのさらなる利用増が見込まれることから、現状の情報通信環境の改善・高速化の検討、電子申請が可能な手続きの拡大、公衆無線LAN環境の充実をはじめ、町全体のさらなる情報化を進めるとともに、これらの情報環境を安全・円滑に利活用できるよう、情報セキュリティ対策の一層の強化や情報化を支える人材の育成を進めていく必要があります。

※23 Fixed Wireless Access の略。「固定無線アクセス」といわれ、有線ではなく、各家庭から無線で基地局にアクセスしてインターネットを利用すること。

※24 無線通信システムを利用してインターネットへの接続を提供するサービス。

施策の体系



主要施策

5-3-1. さらなる情報化の推進

- ① 光ファイバ及びF W A方式により町全域に整備した情報通信基盤について、町民サービスの向上に向け、さらなる環境改善・高速化等を検討していきます。
- ② 防災分野や保健・医療・福祉分野など、町民生活に役立つ新たな情報サービスの提供について研究し、その実現化に努めます。
- ③ 町民の利便性の向上に向け、電子申請が可能な手続きの拡大を図るとともに、町民の利用を促進します。
- ④ 観光客の利便性の向上や災害時の通信手段の確保、町の情報発信力の強化に向け、公衆無線L A Nアクセスポイントの増設を図ります。
- ⑤ ホームページについて、様々な分野で町民生活に役立てることができるよう、内容充実及び有効活用を図ります。特に、双方向で情報のやりとりができる機能の強化を進めます。

5-3-2. 情報セキュリティ対策の強化

情報システムを取り巻く様々な脅威に迅速かつ的確に対応するため、情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。

5-3-3. 情報化を支える人材の育成

情報化を支える人材の育成を図るため、町民及び町職員に対し、I C Tに関する教育・研修を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
電子申請可能手続き数	件	3	20	4	20
公衆無線LANアクセス ポイント	箇所	20	25	20	25

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○電子申請や公衆無線LAN、ホームページなどの各種情報サービスを効果的に利用し、日常生活等に役立てましょう。 ○ICTに関する意識・知識を高め、情報環境を有効に活用しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、電子申請や公衆無線LAN、ホームページなどの各種情報サービスを効果的に利用し、地域活動や団体活動、事業活動等に役立てましょう。

5-4. 住環境整備

目的と方針

町民の定住を促す快適・安全・安心な住宅・住環境の確保に向け、空き家・空き地の有効活用や町営住宅の適正管理・整備を進めるとともに、移住の促進に向けた取り組みを推進します。

現状と課題

少子化社会の到来により、死亡数が出生数を上回る人口の自然減少が避けられない状況の中、転出者が転入者を上回る社会減少をいかに食い止めるかは人口減少抑制にとっての最重要課題であり、住民の定住を促し、地域の発展を支えていくうえで、快適で安全・安心な住宅・住環境の確保は大きな要素といえます。

少子高齢化に起因する空き家の発生は全国で850万戸（平成30年度住宅・土地統計調査）となり、全国の住宅の13.6%を占めています。長期放棄の空き家は、管理不全による防災・防犯、衛生、景観などへの影響が問題化しています。

平成27年度に町が実施した実態調査でも全国と同様の傾向がみられ、空き家の増加による周辺環境への影響が懸念されています。このため、令和5年度に策定した「上富良野町空き家等対策計画」に基づき、空き家についての情報収集に努めると共に、所有者等への適正な管理の指導や情報提供、また同年度より新たな枠組みで開始した「住宅改修費補助制度」の利用促進により、空き家の管理不全を防ぎ、その有効活用を図っていくことが住環境の健全化につながります。

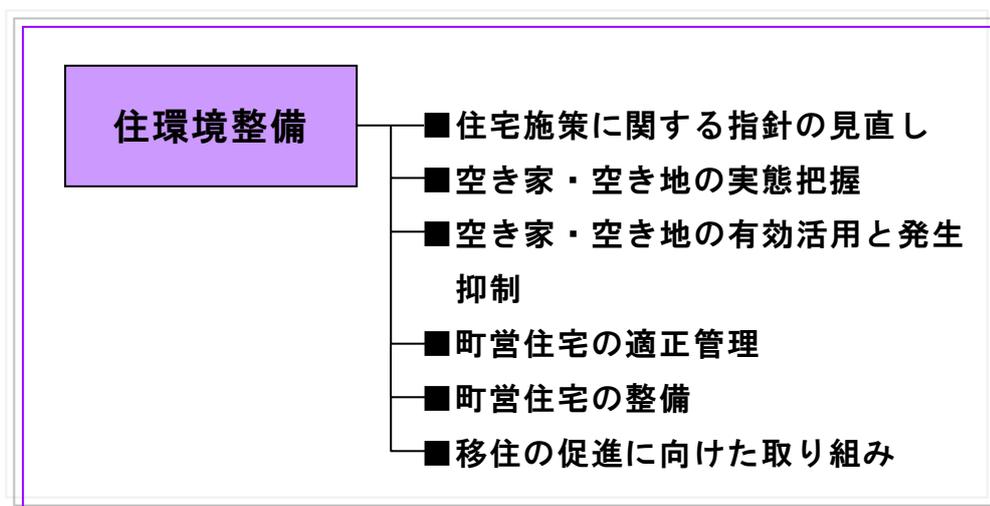
中でも、民間賃貸住宅においては相当数の空き物件が存在している実態から、その利活用策として、物件所有者など民間事業者との連携による移住促進は有効な手段といえます。

町営住宅については、一定の戸数を確保しつつ、適正な維持管理に努めるとともに、計画的な建て替え整備を実施してきましたが、今後は適正な整備・管理戸数の設定のほか、民間賃貸住宅との共存など、総合的な住宅施策の展開について検討・推進していく必要があります。

令和2年3月に策定した「上富良野町住生活基本計画（令和2～11年度）」を踏まえ、時代の変化に伴う住民ニーズの多様化、本町を取り巻く状況に対応しつつ、住生活の維持・向上に向けた取り組みが求められています。

また、移住促進に向けた直接的な取り組みとして、空き家・空き地情報バンクによる情報発信やワンストップ窓口による相談の充実等を行っていく必要があります。

施策の体系



主要施策

5-4-1. 住宅施策に関する指針の見直し

社会・経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて各計画の見直しを適宜行います。

5-4-2. 空き家・空き地の実態把握

適切な対応を図るため、空き家・空き地に関する実態調査を継続して実施し、最新の情報を提供できるよう努めるとともに、所有者等への指導や助言を通じて適正な管理を促します。

5-4-3. 空き家・空き地の有効活用と発生抑制

住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や売買による利活用につながるよう、住宅改修費補助制度を継続するとともに、地域住民の生活環境に大きな影響を及ぼす空き家・空き地の増加が抑制されるよう、総合的・計画的な対策を講じます。

5-4-4. 町営住宅の適正管理

「上富良野町住生活基本計画」・「上富良野町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の改築・改善・改修を計画的に行い、居住水準の向上に努めます。

5-4-5. 町営住宅の整備

町内における住宅に対するニーズの多様化から、町営住宅に対する需要も変化していることから、社会・経済情勢の変化を踏まえ整備のあり方について検討していきます。

5-4-6. 移住の促進に向けた取り組み

- ① 「職」（仕事）と「住」（住宅）は移住を促す大きな要素であることから、求人情報、住宅情報について随時収集に努めるとともに、本町の優れた自然環境・景観や農産物などの「食」を含めた良好な居住環境も合わせ、移住フェアなどのイベントやホームページ、SNS などを通じて積極的な情報発信を行い、効果的なマッチングにつなげます。
- ② 移住に関するワンストップ窓口を継続し適切な情報提供を行うとともに、交流人口や関係人口の拡大施策、シーズステイ施設としての空き家等の利活用を検討し、人口減少の抑制と地域の活性化を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
公営住宅水洗化率	%	82.0	85.0	82.5	84.5

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家所有者は、行政への情報提供や適正管理を行いましょ う。 ○行政による助成制度を効果的に利用し、住宅のリフォーム や耐震改修を行いましょ。 ○町の情報発信や移住者の受け入れに協力しましょ。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、町の情報発信や移住者の受け入れ に協力しましょ。

第6章 ともに生き、ともにつくるまち

6-1. 人権尊重・男女共同参画

目的と方針

一人ひとりの人権が尊重され、大切にされる社会の実現に向け、様々な場を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、男女共同参画社会の形成に向け、性別に関係なく、だれもが幅広い分野において活躍できる環境整備を進めます。

現状と課題

近年、保護者からの虐待によって子どもの命が奪われたり、パートナーの暴力により心や体に深い傷を受ける事件が数多く発生しています。また、年齢や性別、障がいの有無などによる差別・偏見がいまだに存在しているのが現状です。

本町では、このような人権問題を解決するため、認定こども園や保育所、小・中学校、高齢者施設、地域などにおいて、人権教育・啓発を積極的に進めてきました。

今後も、一人ひとりの人権が尊重され、大切にされる社会の実現に向け、こうした人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進していく必要があります。特に、子どもの人権問題は、被害をだれに相談してよいかわからない場合が多く、発見が遅れることがあることから、相談につながる教育・啓発を行うことが重要です。

一方、だれもが、性別にかかわらず、対等な立場で、社会のあらゆる分野における活動に参画することができる男女共同参画社会の形成が求められています。

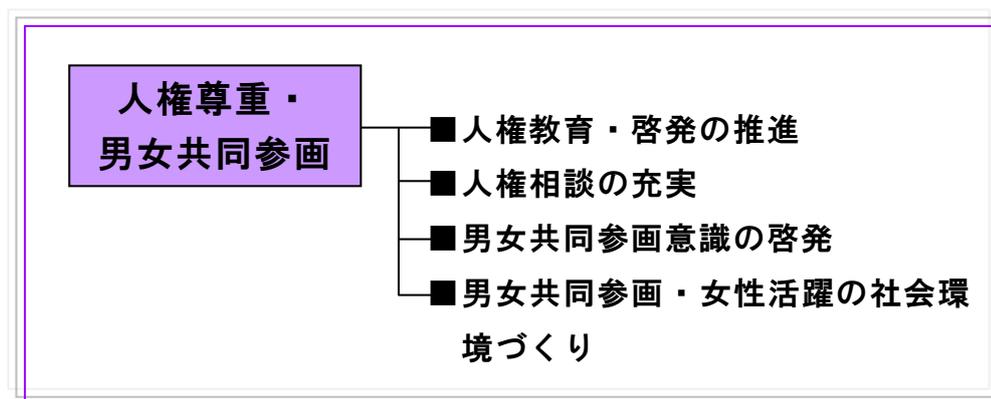
国では、令和2年度に、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みを一層強化しているほか、「女性活躍推進法」を制定し、女性の職業生活における活躍を促進する環境整備を進めています。

本町では、子育て世代への講演会や女性学級の開催等を通じ、男女共同参画に関する啓発や学習の場の提供を行っています。今後、少子高齢化が進行していく中で、様々な町民ニーズに柔軟に

対応し、町の活力を維持していくためには、女性のさらなる活躍が不可欠です。

今後は、こうした社会環境の変化や町の課題を踏まえ、男女共同参画意識の啓発をはじめ、幅広い分野への男女の参画や女性の活躍を促す具体的な取り組みを進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

6-1-1. 人権教育・啓発の推進

学校教育や社会教育、広報活動など様々な場や機会を通じ、差別や偏見、いじめや暴力、虐待などを許さない人づくり・社会づくりに向けた人権教育・啓発を推進します。

6-1-2. 人権相談の充実

- ① 町民からの相談に迅速・的確に対応できるよう、人権擁護委員や関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。
- ② 男女間の暴力を根絶するため、広報・啓発活動を推進するとともに、相談・支援体制の充実に努めます。

6-1-3. 男女共同参画意識の啓発

学校教育や社会教育、広報活動など様々な場や機会を通じ、性別による固定的な役割分担意識の解消や男女平等意識の醸成に向けた教育・啓発を推進します。

6-1-4. 男女共同参画・女性活躍の社会環境づくり

- ① 政策や方針などを策定・決定する場への男女共同参画を促すため、町の各種審議会等への女性の積極的な登用、地域・団体役員への女性の登用の働きかけを行います。
- ② ワーク・ライフ・バランス^{※25}の実現に向け、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに向けた事業所への働きかけ、育児休業制度・介護休業制度の普及等に努めます。
- ③ 女性の継続した就業を支援するため、再就職や起業に関する国等の支援施策の情報提供を行います。
- ④ 共同参画への意識の醸成及び女性リーダーの育成を支援するため、学習機会の提供や女性団体の活動支援を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
各種審議会委員の女性の登用率	%	18.8	22.0	21.2	25.0

※25 仕事と生活の調和。

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育や啓発事業に参加し、人権意識を高め、日常生活に生かしましょう。 ○人権問題に関する悩みごとがあれば、相談窓口で相談しましょう。 ○男女共同参画意識を高め、家庭における男女の役割等を見直しましょう。 ○男女間の暴力に関する悩みがある時には、相談・支援を受け、早期解決に努めましょう。 ○町の審議会委員、地域や団体の役員として、まちづくりに参画しましょう。 ○育児休業制度・介護休業制度の活用等を通じ、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めましょう。 ○国等の支援施策の活用等を通じ、再就職や起業等で活躍しましょう。 ○学習活動や女性団体の活動に参加しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、行政と連携し、人権教育や啓発事業を行いましょう。 ○地域や団体、事業者は、男女共同参画意識を高め、地域や団体、事業所における男女の役割等を見直しましょう。 ○地域や団体は、女性の登用の拡大に努めましょう。 ○事業者は、安心して出産・育児等ができる職場環境づくりに努めましょう。 ○女性団体は、活動体制の充実に努め、活発な活動を行いましょう。

6-2. コミュニティ

目的と方針

支え合うコミュニティの維持・再生・創造に向け、コミュニティ活動の活性化のための支援や人材の育成・確保を図ります。

現状と課題

ライフスタイルの変化、価値観の多様化などにより、コミュニティから距離を置く人が増加するなど、地域のつながりが希薄化してきています。

一方、東日本大震災を契機に、地域の絆や共助の精神の大切さが再認識され、コミュニティの存在意義が見直されてきています。

本町には、25の住民会と127の町内会等が組織されており、それぞれにおいて様々な活動が行われています。

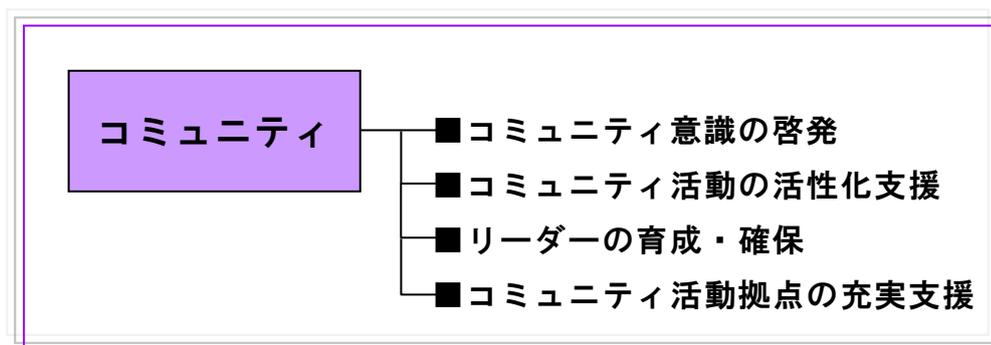
しかし、本町においても、町内会の加入率は減少傾向にあるほか、若い世代の地域活動への参加が少なくなっていることに加え、少子高齢化の影響もあり、これまでコミュニティで行われていた活動ができない、活動が停滞するなどの影響が出てきています。

地域は、人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場であることから、すべての町民が地域で支え合い、助け合うことが大切です。若い世代の活動への参加は重要ですが、歴史や文化の伝承、防災・防犯問題の解決などには、性別や年齢等にかかわらず幅広い層の参加が求められています。

また、多様化する地域課題に対応していくためには、町民・地域・行政等がそれぞれの特性を生かしながら、協働で取り組むことが重要であるとともに、自主的な活動を活発化させていくためには、活動の場や交流の場となる活動拠点の充実も必要です。

自主的に参画する意識の醸成や主体的な活動を支援することは、コミュニティの活性化だけでなく、町に誇りや愛着を感じる町民の増加、さらには町のにぎわいの創出にもつながることから、支援体制の充実や地域を担う人材の育成・確保が求められます。

施策の体系



主要施策

6-2-1. コミュニティ意識の啓発

市民のコミュニティ意識の高揚と活動への参画促進、町内会への加入促進に向け、地域における支え合いの重要性や実際のコミュニティ活動の状況等に関する広報・啓発活動や情報提供を行います。

6-2-2. コミュニティ活動の活性化支援

- ① 「住民自治活動推進交付金」の交付を行い、住民会の組織運営や自主的な自治活動の一層の活発化を促進します。
- ② 「上富良野町協働のまちづくり推進補助制度」を有効に活用し、住民会や町内会等が自ら企画・実施するまちづくり活動を支援します。

6-2-3. リーダーの育成・確保

研修機会の提供等により、地域課題の解決や特色ある地域づくりを目指して積極的に活動できるリーダーの育成・確保を図ります。

6-2-4. コミュニティ活動拠点の充実支援

地域住民が活動しやすい環境づくりに向け、活動や交流の拠点となる地域集会施設等の充実を支援します。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
町内会加入世帯率	%	83.2	90.0	80.7	90.0

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ意識を高め、活動に参加するとともに、町内会に加入しましょう。 ○地域のリーダーとして継続的に活動しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域において、町民の町内会への加入を促しましょう。 ○地域において、行政による支援施策を効果的に活用し、自治活動の活発化やまちづくり活動の企画・実施、地域集会施設等の充実に努めましょう。 ○地域において、行政と協力してリーダーの育成・確保に努めましょう。

6-3. 地域間交流

目的と方針

異なる地域との交流による地域活性化、人材育成等を進めるため、国内外の友好都市や本町出身者との交流の充実に努めます。

現状と課題

異なる地域との交流は、自らの地域の魅力の再発見・再認識や郷土愛の醸成はもとより、地域活性化や人材育成の大きな契機となるものであり、まちづくりにとって重要な意味を持ちます。

本町における国内の地域との交流は、本町の開拓の歴史を縁に平成9年度に友好都市提携を結んだ三重県津市との間で行っています。

現在、行政・産業・青少年など様々な分野において交流が進められており、民間事業者間での経済交流協定も結ばれるなど、交流の機運も高まってきています。

上富良野西小学校では、津市の安東小学校と姉妹校提携を結び、ふるさと教育の一環として、3年ごとのローテーションで、上富良野西小学校から津市への訪問、安東小学校からの訪問受け入れ、特産物等の交換などの交流を続けています。

また、青少年国内交流事業として、3年ごとに町内の小学生を率いて津市を訪問し、地域の歴史や文化を学び、津市の児童との交流を続けています。

今後は、双方の経済的な発展につながるような民間事業者間の交流をさらに進めるとともに、町民が歴史的なつながりを認識し、様々な分野での持続的な交流活動を行っていく必要があります。

国外の地域との交流については、昭和60年に友好都市提携を結んだカナダのカムローズ市との間で行っています。

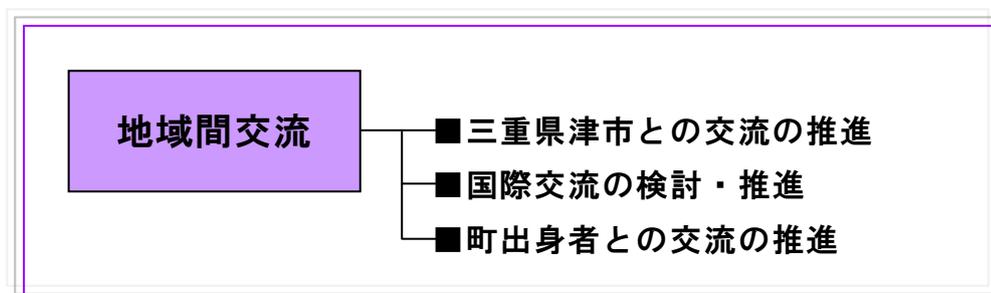
これまで、ALTの招へいや青少年の友好訪問派遣等により、国際的な視野を育み、国際性豊かな人材の育成を進めてきました。

しかし、双方を取り巻く社会情勢や環境が変化していることから、今後の交流のあり方を検討していく必要があります。

また、都市部などに住む本町出身者との交流については、札幌

上富良野会や東京かみふらの会との間で行われていますが、最も身近な町の応援団として、交流を継続していく必要があります。

施策の体系



主要施策

6-3-1. 三重県津市との交流の推進

三重県津市との交流について、多様な分野での交流の継続・充実に努めます。特に、小学校間の交流や民間事業者間の経済交流の充実、町民主導の文化交流の展開を促していきます。

6-3-2. 国際交流の検討・推進

- ① カナダカムローズ市との交流について、姉妹都市としての今後の交流のあり方について協議を進めます。
- ② 身近な国際交流事業として、町民とALTなど町内に住む外国人との交流機会の提供を図ります。

6-3-3. 町出身者との交流の推進

本町出身者が故郷を想い、郷土愛を再認識できるような交流会の開催支援と情報発信を行います。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
A L T 等との国際交流事業参加者数	人	91	100	68	100

町民に期待される主な役割

町 民	○三重県津市との交流や国際交流への理解と関心を高め、交流事業に参画しましょう。
地域・団体 ・事業者	○地域や団体、事業者は、三重県津市との交流や国際交流への理解と関心を高め、それぞれの立場で、交流事業を行いましょう。

6-4. 協働、自衛隊との共生

目的と方針

新たな時代の協働のまちづくり、多様な主体がともに公共を担うまちづくりに向け、町民と行政との情報共有を図りながら、多様な分野における連携・協力体制の構築を進めるとともに、「自衛隊と共生するまち」として、自衛隊との共存・共栄の進展に努めます。

現状と課題

時代の変化に伴いますます多様化する行政課題にきめ細やかに対応しつつ、魅力的で自立した地方自治体をつくりあげていくためには、住民と住民、住民と行政とが、情報を共有しながら、知恵と力を合わせ、協働してまちづくりを進めていくことが重要です。

本町では、平成20年度に町の最高規範として、まちづくりを進めるうえでの基本的な考え方、町民・議会・町の役割や責務などを定めた「上富良野町自治基本条例」を制定するとともに、平成22年度にはこれに基づく「協働のまちづくり基本指針」を策定し、協働のまちづくりを推進しています。

また、これらに基づき、町民と行政とが情報を共有できるよう、広報かみふらのやホームページ、SNS^{※26}等による広報活動を行うとともに、住民会長との町政懇談会や「町長と語ろう」、「まちづくりトーク」、「町民ポスト」等による広聴活動を行っています。

さらに、出前講座を開催し、町民に対してまちづくりの様々な分野に関する学習機会の提供に努めているほか、審議会の開催や委員の一般公募、パブリック・コメント^{※27}等を通じ、町の計画づくりへの町民参画に努めています。

今後は、これらの取り組みをさらに充実・発展させ、町民と行政との情報共有や多様な分野における連携・協力体制の構築を一層進め、新たな時代の協働のまちづくり、多様な主体がともに公共を担うまちづくりを積極的に進めていく必要があります。

※26 ソーシャルネットワーキングサービス。共通の趣味を持つ人たちとの交流を目的としたサービスの総称。

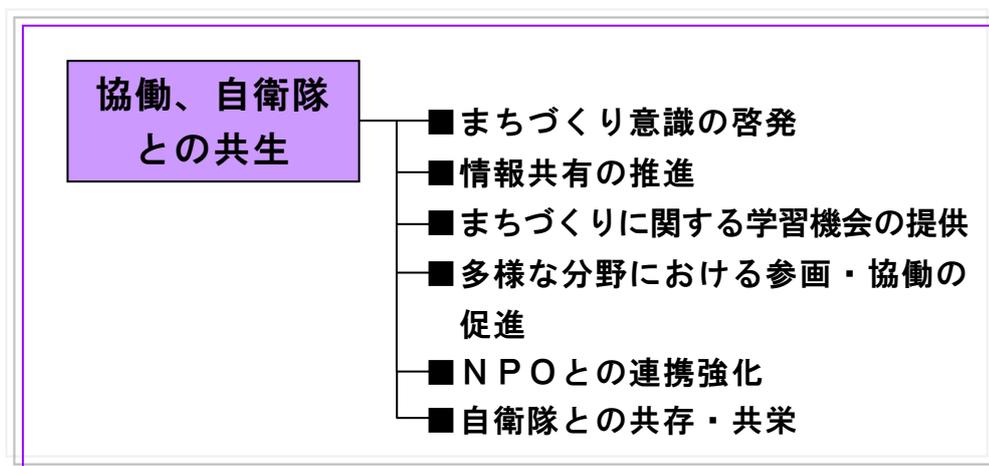
※27 ホームページ等を活用した住民意見の募集とその対応結果の公表。

また、本町は、昭和 30 年に陸上自衛隊が駐屯して以来、自衛隊との共存・共栄を基本にまちづくりを進めてきました。

自衛隊員とその家族等は町の人口のおよそ3割を占め、まちづくりにとって大きなウエイトを占める中、様々な分野で交流・連携・協力等が進められています。

今後は、自衛隊の多様な機能を、まちづくりや暮らしの安定につなげられるよう、自衛隊と共存・共栄するまちづくりを一層深めていくことが必要です。

施策の体系



主要施策

6-4-1. まちづくり意識の啓発

町民のまちづくり意識の高揚と多様な分野への自主的・主体的な参画・協働の促進に向け、「上富良野町自治基本条例」や協働のまちづくりの重要性、実際の協働活動の状況等に関する広報・啓発活動や情報提供を行います。

6-4-2. 情報共有の推進

- ① 町の様々な情報を迅速・的確に提供するため、広報誌やホームページ、SNSなどによる広報活動の一層の充実に努めます。
- ② 町民の意見をまちづくりに反映させるため、住民会長との町政懇談会や「町長と語ろう」、「まちづくりトーク」、「町民ポスト」などによる広聴活動の一層の充実に努めます。

- ③ 開かれた町政を進めるため、個人情報保護に十分留意しながら、必要な情報の公開を行います。

6-4-3. まちづくりに関する学習機会の提供

町民のまちづくりに関する知識の向上を図るため、出前講座のメニュー・内容の充実及び活用促進に努めます。

6-4-4. 多様な分野における参画・協働の促進

- ① 町の各種計画づくりやその評価・見直しにあたって、審議会委員の一般公募やアンケート調査、パブリック・コメント等を実施し、町の政策形成への町民の参画・協働を促進します。
- ② 民間委託の推進等により、公共施設の管理や公共サービスの提供への関係団体や事業者等の参画・協働を促進します。
- ③ 「上富良野町協働のまちづくり推進補助制度」を有効に活用し、NPOや関係団体等が自ら企画・実施するまちづくり活動を支援します。
- ④ 十勝岳ジオパークに関する活動について、町民や関係団体の参画・協働による自発的な活動が行われるよう、養成講座等を実施し、ジオパークサポーターの育成に努めます。

6-4-5. NPOとの連携強化

NPOの専門性をまちづくりに生かすため、NPOとの連携強化及び育成に努めます。

6-4-6. 自衛隊と共存・共栄

- ① 自衛隊が有する豊富な人材や多様な機能をまちづくりに生かすことができるよう、関係団体と協力しながら駐屯地との交流・連携を図ります。
- ② 防衛施設周辺環境整備事業等を活用し、町民生活の安定につなげます。
- ③ 駐屯地及び演習場等の体制強化・拡充に向けた取り組みを関係団体と連携して推進します。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単 位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
出前講座メニュー数	講座	32	35	33	35
町内NPO法人数	法人	3	4	3	4
ジオパークサポーター数	人	5	30	30	45

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○まちづくり意識を高め、まちづくりに参画・協働しましょう。 ○町の広報媒体を活用し、町の情報を積極的に入手し、町政への理解と関心を高めましょう。 ○町の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行いましょ。 ○地域や団体で依頼する出前講座に参加し、まちづくりに関する知識を高めましょう。 ○審議会委員への応募やパブリック・コメント等を活用し、町の各種計画づくりや評価・見直しに参画・協働しましょう。 ○ジオパークに関する活動を自発的に行うとともに、サポーターとして活動しましょう。 ○駐屯地との交流・連携に関する活動に参画しましょう。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体、事業者は、まちづくり意識を高め、まちづくりに参画・協働しましょう。 ○地域や団体、事業者は、町の広報媒体を活用し、町の情報を積極的に入手し、町政への理解と関心を高めましょう。 ○地域や団体、事業者は、町の広聴活動の場や機会を活用し、意見・提言を行いましょ。 ○地域や団体は、出前講座を依頼し、まちづくりに関する知識を高めましょう。 ○団体や事業者は、公共施設の管理や公共サービスの提供に参画・協働しましょう。 ○ジオパーク関係団体は、ジオパークに関する活動を自発的に行いましょ。 ○NPOは、行政との連携強化及び組織体制の強化に努めましょ。 ○自衛隊関係団体は、町と駐屯地との交流・連携に協力するとともに、駐屯地及び演習場等の体制強化・拡充に向けた取り組みを行政と連携して行いましょ。

6-5. 行財政運営

目的と方針

将来にわたって持続できる自主自律のまちづくりを進めるため、行財政改革を継続して推進するとともに、富良野圏域全体の活性化や町民サービスの向上に向け、広域行政を推進します。

現状と課題

「地方分権」がさらに進展するとともに、「地方創生」の時代を迎え、これからの地方自治体には特性・個性を生かした、生き残るための取り組みを自ら考え、自ら実行していくことができる行財政力が一層強く求められます。

本町では、平成 20 年度に「上富良野町自治基本条例」を制定し、協働のまちづくりを積極的に進めてきたほか、最小限の資力（人員・財源）により将来にわたって持続できる自主自律のまちづくりを進めるため、平成 22 年度から「上富良野町町政運営改善プラン」、平成 27 年度から「上富良野町町政運営実践プラン」を策定し、町政運営の効率化を図ってきました。

しかし、今後、少子高齢化・人口減少の一層の進行や安全・安心への意識の高まりをはじめとする社会・経済情勢の変化に伴い、行政ニーズは増大・多様化していくことが見込まれ、さらに厳しい行財政運営を迫られることが予想されます。

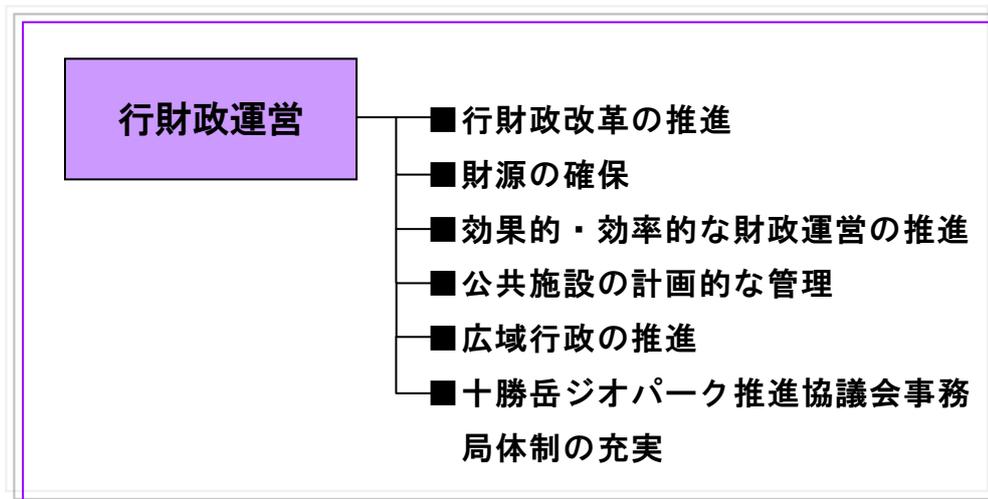
このため、社会・経済情勢の変化に左右されない安定的かつ長期的な財政基盤を堅持するとともに、より効果的で効率的な行政を執行していくには、行財政運営全般について常に点検・評価し、行財政改革を継続して進めていく必要があります。

広域行政については、これまで富良野圏域 5 市町村において様々な連携が図られてきたほか、平成 20 年度に消防や学校給食、環境衛生、公共牧場の分野で共同事業を行う「富良野広域連合」が発足し、平成 25 年度には「富良野地区定住自立圏^{※28}」が形成

※28 定住自立圏とは、圏域の中心市と近隣の市町村が協定を結び、お互いに役割分担して連携・協力する取り組みであり、「富良野地区定住自立圏」では、平成 25 年度に、中心市である富良野市と 4 町村が協定を結び、各種連携事業を行っている。

されていますが、今後とも、5市町村の連携のもと、圏域全体の活性化や町民サービスの向上に向けた共同の取り組みを効果的に進めていく必要があります。

施策の体系



主要施策

6-5-1. 行財政改革の推進

より効果的な町政運営の手法を常に追求しながら、職員研修の充実や人事評価制度の活用による人材の育成、行政組織・機構の再編、事務事業の見直し、職員数の適正化など、行財政改革を継続して進めます。

6-5-2. 財源の確保

- ① 限られた財源を有効に活用するため、行政経費全般について点検・見直しを行い、節減・合理化を図ります。
- ② 受益者負担の適正化の視点から、使用料・手数料等の点検・見直しを行います。
- ③ 課税対象の的確な把握や収納体制の維持・強化を図り、町税等の収納率の向上に努めます。
- ④ ふるさと応援寄附制度や地域再生計画に基づく企業版ふるさと納税の効果的な推進を図り、新たな行財政運営手法を確立します。

6-5-3. 効果的・効率的な財政運営の推進

財政状況の分析・公表を行いながら、費用対効果や優先度等を総合的に判断して財源の適正配分を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。

6-5-4. 公共施設の計画的な管理

「上富良野町公共施設等総合管理計画」に基づき、集約化・長寿命化を基本とした公共施設の計画的な管理を図ります。

6-5-5. 広域行政の推進

- ① 富良野圏域5市町村による各分野における広域施策・事業を効果的に推進します。
- ② 富良野広域連合による消防や学校給食、環境衛生、公共牧場に関する共同事業を効果的に推進します。
- ③ 富良野市の都市機能等を有効に活用して本町及び圏域全体の活性化を図るため、「定住自立圏の形成に関する協定書」等に基づく各種連携事業を推進します。

6-5-6. 十勝岳ジオパーク推進協議会事務局体制の充実

十勝岳ジオパーク推進協議会の事務局が美瑛町に置かれたことから、それぞれの市町村から派遣された職員が中心となり、十勝岳ジオパーク推進協議会の活動を推進するとともに、事務局体制のさらなる充実を図ります。

成果指標（ベンチマーク）

指 標 名	単位	H29 年度 (実績値)	H35 年度 (目標値)	R4 年度 (実績値)	R10 年度 (目標値)
職員研修実施回数	回	55	70	70	70

町民に期待される主な役割

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ○町の行財政改革に対する関心を高め、評価を行う機会等を活用し、意見・提言を行いましょ。 ○納税や受益者負担に関する意識を高め、税金や公共料金の納付義務を果たしましょ。 ○公共施設の集約化等についての理解を深め、協力しましょ。
地域・団体 ・事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○地域や団体は、町の行財政改革に対する関心を高め、評価を行う機会等を活用し、意見・提言を行いましょ。 ○地域や団体、事業者は、納税や受益者負担に関する意識を高め、税金や公共料金の納付義務を果たしましょ。 ○地域や団体は、公共施設の集約化等についての関心を高め、協力しましょ。 ○ジオパーク推進協議会構成団体は、行政とともに事務局体制の充実について検討しましょ。

第7章 後期5年間の重点プロジェクト

将来像の実現のためには、これまでみてきた第1章～第6章までの30の施策項目ごとの取り組みを総合的に推進していくことが必要ですが、ここでは、選択と集中の視点に立ち、後期5年間のまちづくりにおいても、分野横断的な対応等により特に重点的に取り組む「重点プロジェクト」を定めます。

これら「重点プロジェクト」を構成する施策については、次のとおりであり、限られた財源の重点配分を図り、積極的に推進していくこととします。

重点プロジェクト

重点プロジェクト1

健康・福祉のまちづくりプロジェクト

重点プロジェクト2

かみふらの産業活性化プロジェクト

重点プロジェクト3

未来を拓く人材育成プロジェクト

重点プロジェクト4

地域防災力向上プロジェクト

重点プロジェクト1

健康・福祉のまちづくりプロジェクト

すべての町民が健康で安心して暮らせるまち、子育てしやすいまちを目指し、保健・医療や子育て支援、高齢者支援、地域福祉の充実をリードする施策を重点的に進めます。

■2-1-1. 生活習慣病予防の推進（P29）

- 受診しやすい健診体制の整備と効果的な受診勧奨
- 小児生活習慣病予防健診の実施体制整備などによる受診拡大
- 健診結果に基づく保健指導や相談内容等の充実

■2-1-3. 母子保健の充実（P30）

- 妊娠期からの健康相談や健康診査、健康学習等の充実、特別な支援が必要な乳幼児への早期対応
- 関係機関と連携した食育の推進

■2-1-7. 町立病院の充実（P30）

- 富良野医療圏における町立病院の機能分担の促進
- 電子カルテシステムの導入検討

■2-2-3. 子育てと仕事の両立支援（P34）

- 保育の確保をはじめ、あらゆる家庭、あらゆる親の子育てをサポートするための仕組みづくり

■2-2-5. 安心して子育てできる環境の整備（P35）

- 子ども・子育て包括センターやこどもセンターの機能充実による情報提供・相談体制の整備

■2-3-2. 介護予防の充実（P38）

- 介護予防・日常生活支援総合事業の充実
- 老人クラブの活動や高齢者事業団の運営に対する支援

■2-3-3. 地域支援体制の充実（P38）

- 地域包括支援センターの機能強化
- 生活支援体制整備の充実
- 認知症対策の推進
- 在宅医療・介護連携の推進

■2-5-1. 分野横断的に取り組む体制の整備（P46）

- 福祉に共通する課題、分野を越えた複合的な課題、制度の狭間の問題に対する分野横断的に取り組む体制の整備

■2-5-3. 支え合う意識の醸成と人づくり（P47）

- 町民の支え合う意識の醸成、地域福祉活動への参画促進、福祉ボランティアの育成・確保

重点プロジェクト2

かみふらの産業活性化プロジェクト

町全体の活力の向上と雇用の場の確保、観光・交流から移住への展開を目指し、まちづくりの中心を担う農業と観光・交流を柱に、各産業の活性化をリードする施策を重点的に進めます。

■3-1-3. 農業生産の省力化・高品質化等の促進（P53）

- スマート農業など新技術導入の検証・事業展開
- 指定園芸作物や特産物の生産支援
- 国の米政策に対する安定生産、高品質化等の取り組み支援

■3-1-6. 農畜産物の消費の拡大（P54）

- 各種イベントや直売活動の活用、商業施設や観光施設との連携等による地産地消の促進
- 農畜産物の戦略的なPR活動の推進、都市部等への出展活動やイベントへの参加の支援

■3-2-3. 新規開業・新事業展開の支援（P58）

- 新規開業や新たな事業展開への支援

■3-2-6. 地域ブランド開発への取り組み（P59）

- 推奨品認定制度の充実と活用促進、特産品開発等への支援
- 地域ブランド品の戦略的なPR活動の推進、都市部等への出展活動やイベントへの参加の支援

■3-3-3. 新たな魅力づくりへの取り組み（P62）

- 小説「泥流地帯」・「続泥流地帯」の映画化支援など既存資源の視点を変えた活用や未利用資源の掘り起こし

■3-3-5. タウンプロモーション活動の推進（P63）

- 効果的・戦略的なタウンプロモーション活動の推進

■3-3-8. 複合的な機能を備えた拠点の整備（P63）

- 観光・交流及び町全体の活性化に向けた複合的な機能を備えた拠点施設の整備

■3-3-9. 十勝岳ジオパークの推進（P63）

- ジオパーク推進協議会の体制強化の検討・推進
- ジオパークガイドの養成と質の高いジオツーリズム等の実践
- ジオパークに関する出前講座の充実やイベントの開催
- 多様な分野におけるジオパーク活動の推進と日本ジオパークネットワークとの連携

重点プロジェクト3

未来を拓く人材育成プロジェクト

本町の未来を拓く人材の育成、この町で子どもに教育を受けさせたいと思えるまちを目指し、各産業の担い手の育成・確保、学校教育の充実をリードする施策を重点的に進めます。

■3-1-1. 農業・農村を担う人材の育成（P53）

- 経営指導や経営安定への支援等による認定農業者の育成・確保、農業経営の法人化の支援
- 研修の充実や支援事業の推進等による農業後継者・新規就農者の育成・確保
- 女性や高齢者の経営参画や就農環境向上に向けた啓発

■3-2-4. 商工業を担う人材の育成（P58）

- 研修や産業連携の場の充実、奨励金の交付等による商工業の担い手の育成

■3-3-4. 観光・交流を担う人材の育成（P63）

- ホスピタリティの向上や観光ガイドの育成に関する研修等の実施による観光・交流の担い手の育成

■4-1-1. 生きて働く学力の育成（P71）

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善等
- 特別支援教育の充実に向けた一貫した支援の充実等
- 国際理解教育の充実に向けた外国語教育の充実
- 情報教育の充実に向けた情報活用能力の育成等
- キャリア教育の推進と主権者教育の充実

■4-1-2. 豊かな心の育成（P71）

- 道徳性を養う教育や人権教育の推進
- ふるさと教育の充実に向けたジオパーク学習や火山防災学習、社会科副読本の活用等
- 読書活動を推進するための読書習慣の確立や学校図書館の環境整備
- 豊かな人間性を育むための体験活動の推進
- コミュニケーション能力を高める学習活動の充実
- いじめ・不登校を解消するための早期発見と組織的な対応、専門的な相談体制の充実等

■4-1-3. 健やかな体の育成（P72）

- 体育・保健授業の改善や体力向上の取り組み
- 食習慣の定着を図るため食育の取り組み、安全安心な学校給食の提供等
- 健康教育の充実に向けた心身の健康を守るための学習や健診との連携等

■4-1-6. 高等学校の存続に向けた取り組み（P74）

- 特色ある教育活動への支援
- 入学準備金や通学費、就学支援金の交付、学校のPR等

重点プロジェクト4

地域防災力向上プロジェクト

火山災害や大地震をはじめとする大規模な自然災害に備えた防災・減災体制の一層の強化を目指し、消防・防災の充実をリードする施策を重点的に進めます。

■1-5-1. 常備消防・救急体制の充実強化（P19）

- 消防施設や消防車両・装備の計画的な整備・更新、消防職員の資質向上による災害対応力の強化
- 他消防機関との広域的な相互協力体制、防災関係機関、医療機関等との連携・協力体制の強化

■1-5-2. 消防団の充実強化（P19）

- 消防団施設や消防車両・装備の計画的な整備・更新、消防団員の定数確保と資質向上による災害対応力の強化

■1-5-6. 防災組織の充実強化（P19）

- 地域防災計画の見直し
- 町及び消防・防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- 自主防災組織及び防災士間の連携を図るための防災士の協議機関の設置
- 自主防災組織及び各防災関係機関と連携した防災訓練の実施
- 関係団体や事業者等との応援協定の充実
- 防災行政無線で緊急情報を知らせる体制の強化

■1-5-7. 防災意識の啓発（P20）

- 町民の防災に関する知識や意識の向上に向けた広報・啓発活動の推進、講演会や出前講座等の開催
- 明確で安全な避難所・避難経路の整備、防災ガイドブック等を活用した防災情報の提供
- 災害時避難行動要支援者リストの更新、地域における個別支援計画の策定・活用

■1-5-9. 防災機能の整備（P20）

- 防災行政無線の計画的な整備
- 防災資機材・備蓄品の整備

■1-5-10. 防災施設の整備促進（P20）

- 火山砂防事業や治山・治水事業等による防災施設の整備推進要請

